

事務局からの報告

はじめに

各地では地方選挙の中での候補者の擁立も含め活発な運動が行われています。

人吉市では川辺川ダム計画を中止に追い込む絶好の機会として、かつてからダム反対を主張してきた村上市議員がダム反対派の統一候補として名乗りを上げ、奮闘しています。

天竜川漁協は上流の堆砂が進んだダム群がおこなっている「流砂促進事業」による泥水の被害を解消し、自然の川を取り戻すための取り組みを始めています。

天竜川では河川整備計画策定作業が始まり、公募委員として天竜川漁協の岩野氏が活躍しています。山鳥坂ダム計画がある肱川（愛媛県）でも流域委員会設置の動きがあります。

千葉県佐倉市議会では、ハッ場ダムができると水道水源の依存度が地下水から表流水に大きく変わるために、これに異議を唱える意見書を採択しました。

その一方では、苦田ダムの事業は事業認定取り消し訴訟中であるにもかかわらず、本体工事は完成しています。その上、岡山県は住民団体からの「討論集会開催要請」を拒否しています。徳山ダムも事業認定取り消し訴訟が昨年12月に結審したものの、本体工事は相当進んでいます。

相模大堰建設差し止めの住民訴訟では3月20日東京高裁で控訴審判決が行われ、一審を踏襲した棄却の判決がありました。原告側が行った環境問題の証人申請、水需要等の争点整理を無視した判決に怒りの声が上がり、即時上告を決定し運動を継続することとなりました。

多くの疑問の中、世界水フォーラムが開催されました。水源連としては、参加費が1日8000円と異常に高く広範のNGOが取り組める場では無いこと、事務局も含め、多忙を極めていることなどから、市民サイドで取り組んでいるF・E・J、IRN、RWESA等への資料の提供、近隣のメンバーによる情報収集にとどめました。報道等から見ても日本政府などのダム建設・水道民営化の動きを容認する等問題の多い内容を持った閣僚級会議の報告などが出されたようです。

国では司法制度改革の準備が進んでいます。水源連としても、水源連3法案を現実化するために日弁連や市民運動団体による司法制度改革の運動に参加しています。

水源連は上記の様々な状況にも対応できる体制を造らなければなりません。総会での時間不足による討議不足を補うために、「拡大事務局会議（仮称）」を2月22日に東京で開催しました。

本号では、これらのことと報告いたします。

1. 「拡大事務局会議（仮称）」の報告

1. 開催までの経過

水源連総会でいつも指摘されているのは、総会の時間不足による討議不足・検討事項の未消化の問題です。全国各地から、自分たちが抱えている運動で忙しい中、一年に一度とはいえ、全国集会と総会に集まることは、その費用面も含め、大変なことです。今まで総会と全国集会を一泊二日のセットにする形で進めてきました。開催地は全国各地での持ち回りとし、全国に伝えたい問題を抱え、同時に全国に支援を求めるという状況にある団体が中心になって全国集会を企画・開催し、その全国集会に併せて、総会を行ってきました。

水源連総会の本来の目的は、各地の運動からの報告・問題提起、事務局からの活動報告と問題提起を受けて、ダム計画中止に向けた作戦・方針を立てることにあります。しかし、上記の制約から総会の時間不足による討議不足・検討事項の未消化、という事態が続いています。

水源連が全国各地のダム反対運動の連絡組織である以上、相互の情報の交換と意思疎通、それに基づく作戦会議は不可欠のことです。この問題を解消するための方策を考えなければなりません。

その第一歩として、前号（NO.22）の機関紙で「拡大事務局会議（仮称）」の呼びかけをおこない、2

月22日（土）12：00～16：00 全水道会館2階会議室で第1回目の会議を行いました。

拡大事務局（仮称）への参加の申し出があった方は、有友正本氏（愛媛県）・岩畠正行氏（和歌山県）・木原滋弥氏（広島県）・近藤ゆり子氏（岐阜県）・高橋比呂志氏（栃木県）・高見優氏（新潟県）・中島康氏（熊本県）・原豊典氏（熊本県）・山崎紫生氏（群馬県）・矢山有作氏（岡山県）と水源連事務局メンバーでした。（木原さん、原さん、高見さんは当日都合で欠席）

2. 概要【拡大事務局会議の議事録の抄録は別頁に記載します。】

討議テーマ

拡大事務局会議開催の趣旨説明

土地収用法を適用された3ダム問題

水源連三法案

行政事件訴訟法改正問題

河川整備計画策定に向けて

仮称：拡大事務局会議の目的と今後

水源連のすべき事は何か

拡大事務局会議で討議したテーマ・問題についての整理

拡大事務局会議では、水源連の役割として以下が挙げられた。

- ・水源連3法案の立法化
- ・地域・現地の声の反映
- ・専門的分野の解析・アドバイス
- ・水源連がダム問題の駆け込み寺的存在であること
- ・国会や政府への対応

各地方整備局のエリアごとに担当者（幹事）として最低限一人を目指す。幹事会（拡大事務局会議）を年に2回程度、各地持ち回りで開催する。

次回は5月17日に大阪で開催する。

以下は、夜の懇親会での話。

水源連として評価できる部分：

- ・ダム問題について地道に活動しているのは水源連のみ。
- ・専門分野で頼りになるのも水源連。
- ・今後問題になるODAによるダム問題にも取り組み始めている。

水源連として改善が必要な部分：

- ・やるべきことがいっぱいある。どこまで水源連は出来るのか。
- ・組織をきちっとすべき。
- ・役員等もきちんと選任すべき。
- ・事務所・責任体制・窓口をキチンと設けるべき。
- ・財政的な基盤を確立すべき

3. 拡大事務局会議を受けた事務局会議での検討

水源連の今後についての議論

水源連として、事務所の設置、専門的分野の有料化、有給スタッフ化、ロビー活動、若い人に向けての参加呼びかけ、組織拡大などについて検討する。

ダム問題として、開発・計画中のダム問題の他にも、完成後の堆砂問題等、取り組みの間口が広がってきてている。

これらの体制の整備には相当の経済的・人的両面の大規模な整備が必要ですぐに実現できるものではないが、水源連の先行事例として、「原子力資料情報室」ではどのように運営しているのかの情報を収集することにした。【別項参照】

名称決定と次回の予定

以下のように、決まりました。

1. 拡大事務局会議《仮称》の名称を、水源連世話人会とする。
2. 構成メンバーは、これまでの拡大事務局会議《仮称》メンバー、事務局メンバー、新規希望者
3. 次回世話人会について
名称を「ダム問題交流会 in 大阪&水源連世話人会」とします。
具体的な内容については、次項に掲載します。

2. ダム問題交流会 in 大阪 & 世話人会のお知らせ

- *名称 「ダム問題交流会 in 大阪&水源連世話人会」
- * 日時 5月17日（土）午後1時～5時30分
- * 場所 新大阪駅付近
時間場所等、決まり次第、水源連世話人と関係者にメール・ファックスで個別に連絡
- * 参加者（呼びかけも含む）
 - 世話人、西日本地区の水源連関係者（山鳥坂ダム、武庫川ダム、槇尾川ダム、安威川ダムなど）
- * テーマ
 - 河川整備計画策定と西日本のダム問題（肱川水系、武庫川水系、大津川水系、神崎川水系を例に）
 - 行政事件訴訟法を含めた司法改革への対応
 - 世話人会議の位置づけ、運営方法の確認
 - 水源連の今後の方向について（役割、組織、財政等）
 - 次回総会と全国集会について
 - その他

3. 水源連の公共事業3法案等について

1) 佐藤謙一郎議員との懇談

1月22日午後、嶋津・遠藤が民主党の佐藤謙一郎衆議院議員と面談を行いました。（佐藤議員は「公共事業チェック議員の会」の事務局長であり、民主党ネクストキャビネットの国土交通大臣）

事務局ではこの報告を受けて、以下の議論を行いました。

水源連の公共事業3法案について

- ・ 佐藤議員を通して、国会の法制局で法案のチェックを行ってもらうことになった。
- ・ 佐藤議員の協力により民主党の「あるべき公共事業の調査会」に対して、水源連による公共事業3法案の説明会を、2月中旬におこなう予定（3月下旬現在、まだ実現していない）。民主党のこれまでの公共事業関連法案と、水源連3法案との比較表を説明会までに作る。

土地収用法対象の3ダムについて

事業認定の公益性に問題があるため、「公共事業チェック議員の会」による国交省ヒアリング開催を佐藤議員に依頼した。

ヒアリングでは、

- ・ 国土交通省の事業認定部門に対し、当該3事業の公益性を明白にさせる。
- ・ 各受水予定者（水道事業者等）に対して、本当に水を必要としているのか、確認を迫る。

上記の依頼に対して、佐藤議員からは「ただヒアリングを開催するだけに終わる恐れがある」「獲得目標をはっきりさせる必要がある」との指摘を受けた。

対象となる3ダム（特に徳山ダムと苦田ダム）について、それぞれのダム開発の問題点についての分かりやすいリーフレットを現地の団体に作成してもらい、今後、国会対策や他団体への協力要請に活用する。

行政事件訴訟法第25条の改正および運用の改善について

国会で取り上げてもらうことを佐藤議員に依頼した。佐藤議員が国会で質問することは可能のこと。今後、水源連の方で、質問文案を考える。

2) 公共事業チェック議員の会への説明会報告

2月26日午後、公共事業チェック議員の会の定例会が開かれ、水源連からダム関係の現状の報告と要請を行いました。以下、報告を記します。

- ・出席者：国会議員6名、水源連（遠藤・嶋津）
- ・議員の会では、月に1回住民の意見を聞く場を設けており、26日に水源連として参加した。
- ・水源連から、ダム開発の現状について説明した。約80の事業が中止となっているが、一方で約250の事業が進行している。
- ・水源連として、水源連3法案の上程と、土地収用法対象3ダムについての大臣交渉が持てるよう要請した。
- ・岩佐議員（共産）からは「共産党の参議院議員（19名）と無所属の議員に賛同を得れば、参議院での上程の条件（国会議員20名以上）を満たせるので、水源連3法案を党内に働きかけたい。」と積極的な対応を得られた。
- ・土地収用法対象3ダムについての大臣交渉については、野党各党党首クラスが音頭を取って実現してもらうよう強く要請した。

3) 2月10日、「オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク」(仮称、略称オーフス・ネット)発足シンポジウム報告

公共事業の見直し制度、土地収用法の再改正など、水源連はこれまでダム問題の法制度に関する検討を行い、「市民立法・公共事業三法案」を作成し、その立法化に向けた取り組みを行ってきました。しかし、現実の政治状況の力関係により、立法化の取り組みが進んでいないのが実態です。

1998年6月、国連欧州経済委員会で「環境問題に関する情報へのアクセス、意思決定における市民参画、司法へのアクセスに関するオーフス条約」が採択され、2001年10月から発効しています。アメリカやドイツなどでは市民・団体訴訟制度が導入されて、実際にも大きな成果を上げています。しかし、日本にはこのような法制度は皆無に等しい状態です。国には遅まきながら司法制度改革の動きがあります。この動きにあわせて、この条約の基準を満たす国内参画法システム構築に向けた取り組みを日弁連や関係諸団体が進めています。

3月10日午後1時から衆議院第一議員会館第一会議室で「オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク」(仮称、略称オーフス・ネット)発足シンポジウムが開催されました。

日弁連司法改革調査室の越智弁護士が「行政訴訟制度改革と団体訴訟制度の導入」についての講演を、甲南大学の大久保教授が「ドイツの環境団体訴訟制度について」の講演を行いました。

これらの講演を受け、この問題に直面している諸団体（市民立法機構、全国市民オンブズマン連絡会議、全国消費者連絡会議、情報公開クリアリングハウス、廃棄物処分場ネットワーク、原子力資料情報室、WWF-J、メコンウォッチ、道路公害反対運動全国連絡会、水源連など）からの報告がありました。

水源連からは本誌に同封した資料を配布し、ダム反対運動体が直面している状況の報告と、それを克服するためには水源連の公共事業審査法案の立法化、行政事件訴訟法第25条関係の改正（執行不停止の原則を執行停止の原則へかけること）、原告適格の拡大の必要性などを提起しました。

今後とも、水源連としてオーフス・ネットに参加し、国の司法制度改革に私たちの視点と提案を受け入れさせるよう努めています。

4. 世界水フォーラムに向けたRWESAとF o E - Jの取組みについて

3月9日早稲田大学において、公開セミナー「アジアのダム開発と日本の役割」が開催されました。

セミナーはF o E - J、I R N、水源連も参加している東・東南アジア河川ウォッチ（RWESA）との共催で行われました。基調報告として冒頭に「なぜダムが問題なのか」をI R Nが報告、アジア3カ国における「日本のODA資金によるダム開発の影響」について現地国からの事例報告が行われた。また、ODA事業のあり方についてのパネルディスカッションも行われました。

日本でダム問題に取り組んでいる関係者と海外から来日するゲストとの交流会も行われました。

【詳しくは別項参照】

その他の取り組み

3 / 14 (金) 国際ダムアクションデー

16 : 00~17 : 00 (新宿駅南口街頭 15 : 30 集合) 水源連からも参加しました

18 : 00~20 : 30 交流会 (FoE Japan 事務所 1F)

※世界水フォーラムに関して水源連は、事務局と各地の運動が地方選の取り組みも含め多忙であること、参加費が1日8000円と異常に高く広範なNGOの取り組める場では無いことなどの判断から、FoE-J・IRN・RWE SAへの資料の提供、近隣のメンバーによる情報収集にとどめました。

5. 3月1日(太田川ダム予定地)、3月2日(天竜川流砂促進事業) 視察報告

静岡県が太田川に建設中の太田川ダムと天竜川流砂促進事業の視察に行きました。詳しくは別掲。

6. ハッ場ダム関係 - 「首都圏のダム問題を考える市民と議員の会」から

1、ハッ場ダム受益予定者となっている佐倉市議会で、ハッ場ダム事業の見直しを千葉県に求める意見書（原文は縦書き）が採択されました。佐倉市では、ハッ場ダムができると、これまで水道水源としていた地下水の大半が切り捨てられるため、水道水の水質悪化と、大幅な水道料金値上げの問題が引き起こされます。自治体が地域の自己水源を守ることと、ハッ場ダムの不要性を関連付けして、上記の意見書を提出したことは、地域自治の観点からも極めて重要なことです。佐倉市の状況はその程度の差こそあれ、東京都も含めたハッ場ダム受水予定自治体に共通していることです。他の自治体の議会でも是非、このような意見書を出すように頑張りましょう。

ハッ場ダム事業の見直しを求める意見書（原文は縦書き）

ハッ場ダム建設事業は都市用水の開発と洪水調節を目的とする多目的ダムであり、一九五二年国によって計画されたものである。事業費の総額は一九八五年時点の計画で二千百十億円であり、すでに関連事業という形で千三百五十億円以上が投じられている。

しかし、ダム本体が完成するまで少なく見積もっても五千億円が必要とされている。

千葉県はハッ場ダム事業の受益者として関係団体も含めて百八十億円を負担することになっているが、今後事業費の大幅増加と起債の支払利息を考慮すると県の総負担額は五百六十億円にもなると予想される。

治水対策については、既設のダムや森林、河川の整備が進み、大洪水に対応することはすでに可能とされている。

都市用水については、給水人口の増加率の低下と一人当たり給水量の漸減傾向、工業用水の非用水型部門への産業構造の変化で千葉県の水道給水量は近年横ばいになっている。

数年に一度の渇水時には代替手段があり、新たな水源開発は不要である。

千葉県の財政状況は四十七年ぶりの赤字決算であり、財政再建団体転落への一步手前である。ダム事業費の増大は水道料金の値上げにもつながり県民生活に重くのしかかってくる。

よって、佐倉市議会は、千葉県に対し、次の事項を強く要望する。

一、今後、ハッ場ダム建設事業費の見直しにあたっては水需要量の精査をし、水利権量の縮小を国に求めること。

一、千葉県環境保全条例により、地域を指定し地下水採取の規制をしているが、その地域指定を見直すこと。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十五年三月七日

2. 3月4日の東京都議会予算特別委員会で、大河原雅子都議がハッ場ダムの問題を東京都の地下水問題と関連付け、鋭く追及しました。その録画中継を

<http://www.gikai.metro.tokyo.jp/live.cgi?file=c0303040&start=22861> で、
議事録を<http://www.gikai.metro.tokyo.jp/gijiroku/yotoku/2003/d6213515.htm>で見ることができます。
是非ご覧ください。

都側の回答は従前どおりの方針を述べた形ですが、都議会で「八ッ場ダムに対する東京都の姿勢」が厳しく追及されたのは初めてのことです。都がその姿勢を変えるまで粘り強い運動を進めていく必要があります。

7. 参考：原子力資料情報室の運営方法について

3月5日、遠藤・嶋津が原子力情報資料室の運営方法について伴事務局長から話を聞きしました。

原子力情報資料室は各地の反原発運動に専門家集団として支援を行うと共に、原子力問題の冊子の定期発行、調査結果の刊行、国の原子力行政の監視を行っているNPOとして日本はもとより世界で評価されています。水源連はダム問題、原子力資料情報室は原子力問題が中心課題というように扱っている課題は異なりますが、その役割には共通点が多くあります。そういう意味で水源連の先輩格である原子力資料情報室の運営方法を教わりにいきました。

原子力情報資料室は情報収集、調査解析、定期冊子の発行、調査結果の刊行と、各地の反原発運動体からの依頼による専門的分野の支援を行っています。一口に原子力といっても幅が広く、8名のスタッフが各自ひとつずつの分野を担当し、支援要請の内容に応じてその問題に詳しいスタッフが担当しています。情報資料室の財源は会費、出版物の売り上げ、助成金です。

全国の反原発運動の連絡組織である「反原発運動全国連絡会議」は同じ部屋にありますが、情報資料室とは別組織です。

水源連との違いは、全国の運動の連絡と専門分野の支援を別の組織が行っていることです。8名の専従スタッフがいることと、会員数と会費の額も違っていますが、原子力情報資料室の運営方法は大変参考になります。

事務局からのお願い

いつもながらのお願いです。今年の年会費の納入よろしくお願いいたします。

特に団体会員からの納入が芳しくありません。

個人年会費は3,000円、団体年会費は5,000円です。

郵便振替 00170-4-766559 名義 水源開発問題全国連絡会 です。

よろしくお願いいたします。

本号をお読みになった皆さんのご意見をお寄せください。寄せられたご意見については事務局会議、世話人会で検討させていただき、水源連の運営に活かしていきます。

次号の予定は6月末ごろの予定です。各地の情報（原稿、新聞記事、写真、機関紙など）を事務局宛にお送下さい。

(仮称) 水源連拡大事務局会議・議事録(抄録)

- 開催日時： 2月22日 午後0時から4時
- 開催場所： 水道会館2F会議室
- 出席者：
 - 各地から：有友(山鳥坂ダム)、岩畠(紀伊丹生川ダム)、高橋(南摩ダム・東大芦川ダム)、中島(川辺川ダム)、矢山(苦田ダム)、山崎(ハッ場ダム)
 - 事務局：氏家・遠藤・佐藤・三枝・鳴津・関・渡辺・和波
- 討議項目：
 - 拡大事務局会議開催の趣旨説明
 - 土地収用法を適用された3ダム問題
 - 水源連三法案
 - 行政事件訴訟法改定問題
 - 河川整備計画策定に向けて
 - 仮称：拡大事務局会議の目的と今後
 - 水源連のすべき事は何か
 - こちら側からのダム総点検……………時間不足で割愛
 - 談合の摘発……………時間不足で割愛
 - その他、情報交換など……………時間不足で割愛

「拡大事務局会議開催の趣旨説明」

- 総会の都度、時間不足・消化不足が指摘されていた、議題を絞った形での意見交換、方針決定のための討議を行う。
- 各運動体の状況を報告しあい、抱える問題意識の共有をはかる。
- 水源連事務局と各運動体との意識のズレの解消を図る。

「水源連三法案」について

経過説明

- 2月26日に「公共事業チェック議員の会」に対して、水源連三法案についての説明を行う。
- 佐藤謙一郎議員に対し、水源連三法案を上程するように働きかけているが、なかなか進んでいない。
- 民主党による公共事業法案(五十嵐案)では、各事業のチェックを行う主体を国会においている。これに対して、水源連法案は、住民をチェックの主体としている。民主党から水源連の法案を国会に乗せるには、民主党に公共事業法案の再考を求める必要がある。
- まずは、民主党の「るべき公共事業の調査会」に対して、説明を行う。
- 国会の法制局による水源連三法案のチェックは、佐藤議員に依頼している。

主な意見：

- 水源連の法案については総会で説明し、意見を求めていたが、各現地からの意見を集約してそれを反映するという作業が不十分。各地の声を反映する意味も含めて、今日の会議を開催した。
- 土地収用法の対象となっている現地は、収用委への対応だけで手一杯。水源連法案の検討は出来ていない。
- 水源連3法案は現地から見ても優れものだと思っているが、立法化を求める動きにはなっていない。

「行政事件訴訟法改正問題」「土地収用法再改正」について

経過説明

- 国が司法制度改革に取り組んでいる。行政事件訴訟法も含まれている。
- 水源連関係ではとりわけ同法25条(行政処分取り消し訴訟中も事業を停止しない原則=執行不停止の原則)関係の法改正が必要。
- 水源連としては、日弁連や関係市民団体の改正に向けた取り組みに参加していきたい。

主な意見：

- ・国民の権利を守ることを重視すれば、現行法の中でも解釈によって運用できる。もちろん法の条文自体を変えられれば良いが。
- ・執行不停止の原則_工事の進展による既成事実化_事情判断として棄却される、というパターンで判断が出る。
- ・苦田ダムでは工事が進んでおり、国交省は湛水開始に合わせて収用を急いでいる。
- ・収用委の中で、公益性についての意見陳述・議論は出来ることになっているが、収用委としては公益性の判断は行わないことになっている。
- ・川辺川ダム関係では、熊本県収用委員会が土地と漁業権を別立てで行っている。土地についての審理では「公益性の判断はしない」として終結した。漁業権についての審理では、公益性についての陳述を2/25に弁護団が、3/25には専門家が行うことになっている。

「河川整備基本方針・河川整備計画」について

現状の説明

- ・問題となるのが、基本方針の柱である基本高水流量や計画高水流量。これにより治水目標やダムの必要性が住民参加なしに決まってしまう。
- ・以前の工事実施基本計画における基本高水流量や計画高水流量を正当化して、流量を下げない方針ばかり出している。
- ・整備計画の中で目標流量として低い流量を設定することで合理化している。
- ・整備計画の原案が出来てから住民参加が始まると、原案通りとなってしまう。原案作りの段階からの住民参加が必要。
- ・整備計画は流域委員会で策定されているが、委員の市民公募を行っているのは近畿地整のみ。「地域特性に詳しい委員」として市民を入れている。
- ・流域委員は準備会段階で決まってしまうので、準備会段階から住民が関わる必要がある。
- ・整備計画をつくるためには、市民サイドでも専門的な調査・検討が必要である。市民による調査等に要する費用を税金から支出させることも必要。例えば、流域でNPO法人を作り、そこが進めると云うやり方もある。

主な意見：

- ・淀川水系委員会による提言の中で、「ダムのあり方」には、ダムの必要性・各種代替案の検討・環境への影響・経済性・住民の社会的合意などが明記されている。また、正確な水需要予測を行うことも必要と述べており一步進んだ内容が見られる。WCDによる勧告内容にも合致しており、他の川にもその内容を当てはめるべきだと思う。

「仮称：拡大事務局会議の目的と今後」・「水源連のすべき事は何か」について

主な意見：

- ・水源連事務局としてこれまでどおり、水源連3法案の立法化を進めるが一番だと思う。立法化のための作業は、年に2回程度東京に出てくるだけでは出来ないので、東京の事務局に進めてもらいたい。
- ・これまでも東京の事務局で実務を進めてきた。各地域の声を反映させるために今日の拡大事務局会議が開催されたのではないか。
- ・水源連はダム問題のナショナルセンター的な存在ではないか。
- ・水源連は相談・要請には答えるが、各地域を指導するという立場にはない。現地と東京では様々な意見の違いが出てくる。
- ・各現地でそれぞれの団体が色々な事を試みている。各現地に対して水源連からアドバイスして欲しい。
- ・どういうことを水源連が出来るのか明確にした方が良い。水源連に過大な期待を抱きかねない。
- ・ダム問題に取り組み始めたところでは、何をどうすれば良いのか分からない状態がある。そんなときに水源連の存在は大切。例えば、小豆島の内海ダムの人たちは、水源連と連絡が出来て喜んでいる。
- ・各現場でやっていることが、他の現場で役に立つのであれば、水源連が情報を流していく。各ダム闘争で特徴的な動きを流して欲しい。

- ・水源連は存在のPRが出来ていない。知られていないし浸透していない。困ったときの水源連、と言う存在を知らせてゆく。
- ・水源連には、駆け込み寺的な側面もある。「ダム問題なんでも相談室」のコーナーをホームページに設けるとか窓口を設けると良い。
- ・談合疑惑について、長野県の浅川ダムはどの様に問題にできたかのよい例になる。状況証拠だけでも談合を問題化できる。ダム反対の正面ばかりではなく、裏面の談合問題をやっても良いのでは。
- ・ダム問題に関わっているけれども方向性が見えにくい人に対しての交流集会を少人数で、各地で開催していくいかないか。
- ・とにかく、反ダム運動で一つ勝つ、ダム計画を一つ潰すことが大切。
- ・総会における各地の報告の時間は短すぎる。各地の状況や戦略が分かるようにすべきでは。
- ・国会議員へのアプローチの仕方のノウハウなどを伝えてゆくべきでは。
- ・川辺川ダムも最初はどうアプローチすれば良いか分からなかったが、東京の会が筋道を的確に教えてくれたので、助かった。
- ・国・省庁へのアプローチの段取りを教えてくれるところは大切。
- ・国会議員に協力要請をしても時間がかかりすぎる議員もいる。現地視察を実現するのに1年以上かかった。
- ・国会議員との日常的な接触が不足していることが原因ではないのか。国会議員に頼りすぎるのも問題がある。
- ・これまでの水源連事務局があった上で、何のための拡大事務局か。総会の1・2ヶ月前に拡大事務局で総会議案を作り、拡大事務局員が各地に持ち帰って、各地で話し合った上で総会に出席する。そのために年に2回なり拡大事務局会議を開催すると良い。
- ・年4回発行される水源連だよりに、それぞれの現地にプラスになる情報を載せて行く。そのために、拡大事務局が集まるとよいのでは。
- ・ダム問題のための検討会として拡大事務局を位置づけ、集まるごとにPRしてゆく。地方紙に記事にしてもらう。
- ・地方ごとに幹事を決めて、幹事が幹事会に参加し、結果を地方に持ち帰るプロセスを踏んではどうか。
- ・今日の集まりが仮称「拡大事務局会議」となっているのは、幹事会の設置が総会後に出てきた話であって総会での承認を得ていないから、幹事を選出することが出来なかつた。仮称という形になった。
- ・各地方整備局の対象地域単位で、幹事を選出すれば、幹事会として位置付けることができる。
- ・今日の会議への参加要請も、各地方整備局単位で呼びかけている。
- ・北海道や東北では、距離的にも離れており、地域ブロックでの話し合いを持つことが難しい面もある。
- ・キャラバンスタイルで、幹事会を各地で開催して行ってはどうか。
- ・土地収用法対象の3ダムについてだが、中央（東京）で交渉を行うことは良い。しかし、課長や担当レベルではだめだ。大臣が出てくるような交渉でなければ。昔は大臣を引っ張り出すために国会議員が動いた。現在は、大臣を引っ張り出せていらない。国でもそうだが、県レベルでも担当しか出てこない。
- ・大臣が出てくれば、地元で記事になる。地元にとってはダム問題が記事になることが大切。
- ・この集まりのネーミングはどうするか？持ち帰って議論してはどうか。
- ・ダム問題対策会議・水源連 in 大阪（開催地）・交流会・全日本ダム問題交流会・ダム問題全国交流会 in 大阪（開催地）……
- ・土地収用法・行政事件訴訟法の改正について日弁連と接触していく必要がある。
- 「決定事項」
- ・各地方整備局の対象地域単位で水源連関係運動の連絡・窓口の役割を担う人が一人以上必要。今日参加した人を中心に地元に持ち帰る。
- ・この会議は今後、各地で持ち回りとする。
- ・次回は、5月17日に大阪で開催する。
- ・以上

2月26日の国土交通委員会

傍聴報告

(事務局 遠藤)

2月26日の衆議院国土交通委員会では水源連に関連する質問を民主党の佐藤議員、社民党の日森議員、共産党の瀬古議員が行った。時間の都合上、佐藤議員と日森議員の質問を傍聴した。

● 佐藤議員の質問

- ・ 佐藤議員 「公共事業は市民生活が中心となつていなければならない。川辺川・徳山・苦田ダムでは、公益性の担保が問題となっている。しかし、行政事件訴訟法第25条の執行不停止の原則があるため、裁判や収用委員会で事業の是非が問われているのに、工事が進められている。国は事業認定取り消し訴訟において、立証責任をサボタージュしている。」
- ・ 扇大臣 「不必要的ダムは作らないと言うのが国交省の姿勢。上記の3ダムは必要がある大切なダム事業。国による裁判の引きのばしがあるとは聞いていない。」
- ・ 佐藤議員 「行政事件訴訟法第25条の改正は是非とも必要である。」「河川整備基本方針策定に住民参加が無いことは問題」
- ・ 扇大臣 「基本方針の決定は責任が重大であり、住民では責任が取れないため、方針策定への住民参加はできない」
- ・ 佐藤議員 「霞ヶ浦アザプロジェクトや、吉野川のように「市民と事業と一緒に進めること」が重要である。」
- ・ 扇大臣 「NPO／市民との協力は必要である。」
- ・ 佐藤議員 「霞ヶ浦の冬季水位調整については関係省庁・住民による円卓会議の開催が必要である。」
- ・ 扇大臣 「数多くあるNPOの中から一つのNPOの意見だけを聞くことは出来ない。水位調整は国土交通省の管轄事項であるから、円卓会議ではなくこれまでどおり、国土交通省主催の意見交換会による意見聴取となる。」

(注：霞ヶ浦は利水目的で貯水池化され、冬季は水位を上げる運用となっているが、実態としては水需要がなく水位上昇の必要はない。水位上昇を行うと、アザが水面下に沈んで枯死してしまう。霞ヶ浦工事事務所は2年前から水位上昇操作を止めていたが、今冬からの再開を通告している。これに対し、水需要上その必要がまったくなく、アザをはじめとした生態系に悪影響が出るので、市民から関係者による円卓会議の開催が求められていた。昨年10月の国会答弁では扇大臣は円卓会議の開催を表明していた。)

● 日森議員（社民党）の川辺川ダムに関する質問

- ・ 日森議員 「球磨川では、基本方針・整備計画が未策定の状態でダム開発が進められており、川辺川ダムは違法状態にあるのではないか。策定期限を示せ。八代地区は川辺川ダムの恩恵を受けないから、費用対効果は1を下回る。」
- ・ 扇大臣 「策定されるまでは、従来の工事実施基本計画に沿って整備を進めることになっているので、違法状態ではない。何時策定するかは今は言えない」「八代ではダムによる洪水調整が不要であっても、川辺川ダムは下流域全体の安全を確保するために必要」
- ・ 日森議員 「事業認定申請書の中で過去に洪水で54人が死亡したと国交省は言っているが、実際には1人であり、おかしい。事業認定に誤りがある。」
- ・ 扇大臣 「死者の人数だけではなく、洪水被害を全般的に対象としている」
- ・ 日森議員 「緑のダム＝森林の生長によって、球磨川の保水力が上昇している。川辺川ダムを中止して、緑のダムの整備を」
- ・ 扇大臣 「学術会議で森林は大きな洪水には効果がないと結論付けられている」
- ・ 日森議員 「大臣が現地住民と直接対話すべき」
- ・ 扇大臣 「住民討論会には1万人以上の住民が参加している。大臣個人が面談するよりも、討論会はよっぽど重要。これを見守る」

『アジアのダム開発と日本の役割 —水フォーラムへのメッセージ』

この3月に京都で開催される世界水フォーラムに合わせて、アジア各国におけるダム開発によって影響を受けた住民と、ダム問題に取り組むNGOが来日している。今回来日したのはインドネシア・フィリピン・タイ・中国・マレーシア。これらの国では日本のODA資金（政府開発援助）によりダム開発が進められ、現地住民の生活に深刻な影響が出ている。

来日した各国の住民やNGOは、日本から資金融資を行った国際協力銀行（JBIC）や日本政府関係省庁と交渉を持ち、ダム建設によって発生した被害へ

の補償や、
影響の除去
と原状回復、
計画中のダム開発についての融資の見直し等を訴えた。3月16日からは世界水フォーラムが開催される京都に場所を移し、ダムによる深刻な影響を訴える。

今回の日本訪問ツアーは、東・東南アジア河川ウォッチ（RWESA）と、国際環境NGO FoE-Japanによって企画・実行された。

RWESAはアジアにおけるダム問題に取り組む住民やNGOの連絡組織として2000年に結成された。日本からは、水源連、FoE-J、メコン・ウォッチがルイサに加盟しており、2000年のタイで

の設立会議、2002年のフィリピンの第2回会議に参加した。

FoE-Japanは、JBICなど日本のODAによる開発における問題点に積極的に取り組んでおり、今回も海外ゲストを招聘する日本側ホストを務めている。

3月9日には、アジア各国におけるダム開発と日本の役割について考える一般市民向けの公開

セミナーが開催された。短い紙面だが、簡単に内容を紹介する。

「ダムがなぜ問題なのか」

アビバ・インホフ氏 国際河川ネットワーク（IRN）

セミナーの冒頭にアビバ氏から、世界におけるダム開発の現状とその問題点（経済・社会・環境に対する影響）が報告された。もっとも深刻な影響として、ダムによる移転住民や、ダムにより生活手段を奪われた影響住民について説明が行われた。



世界ではダム開発によって、これまでに4000万人から8000万人もの人が移住を余儀なくされってきた。この人数は、世界で百人に一人がダムのために移住させられたことになる。人数の幅が大きいのは移住者の正確

な数すら把握されていないためだ。

大型ダム建設のために移住させられると、土地を失い、生活手段を奪われ、生活が悪化し、都市部のスラムに流入せざるを得ない事態が世界各地のダム建設地で共通して発生している。特に、先住民族や少数民族にとって影響は大きく、移住は深刻な問題を生み出している。

ODAによるアジアにおけるダム開発の事例報告

次に、来日している各国から、ダム建設による被害の事例と、現在進行中のダム開発の事例が報告された。

コトパンジャンダム／インドネシア

コトパンジャンダムは、JBICによる300億円の円借款資金により、スマトラ島に1996年に建設された多目的ダム。建設には、東電設計・間組などの日本企業が関わっている。

このダムにより、約4900世帯（約2万人）の

人々が移住させられた。事業者側は「新しい場所に移れば、いまよりも良い生活ができる」と影響住民に説明した。しかし、再定住地は農業に適さない場所であり、約束されていたゴム園はまともに作られていなかった。移転住民は再定住地で深刻な収入難に直面している。

2002年9月には、現地住民3861人が、日本政府・JBIC・JICA・東電設計に対して、原状回復のための措置と、住民一人当たり500万円の損害賠償を求める訴えを東京地裁に起している。3月28日には第2次提訴として、約4000名の村人が原告に加わる。

サンロケダム／フィリピン

サンロケダムは、JBICによる約700億円の融資により建設された多目的ダム。ダムの発電所は今年3月に商業運転の開始が予定されている。建設には丸紅・関西電力が関わっている。

このダム建設のために4400人が移住を余儀なくされた。移住民の多くはぎりぎりの生活をおくる小作農民や砂金採取者だった。再定住地には農地も無く、農業収入も砂金採取もできず、収入源を奪われてしまった。事業者側は移転住民の生活向上策を約束していたが、実際には絶望的な生活に追い込まれた住民が出ている。

ダムによる影響は移転住民だけではなく、ダム上流に住む先住イバロイ民族の生活をも脅かすことが懸念されている。

同じアグノ川にはすでに2つのダムが建設されているが、土砂流入による堆砂が著しく進行し、ダムの上流では河床の上昇が激しく、農地が埋まってしまうなどの被害が出ている。サンロケダムでも同じ堆砂問題が危惧されており、堆砂により上流の村の川底が上昇すれば、2万人が生活するイバロイ民族の家屋・棚田・果樹園・放牧地などが土砂の下に埋まってしまうだろう。

移転住民やイバロイ民族は、ダム事業を中止する事を求めている。また、ダムの影響を受けた全ての人々に対する適切な補償と、安定収入につながる持続的な生計手段の提供を求めている。

ラムタコン揚水式水力発電所／タイ

ラムタコン揚水式水力発電所は、JBIC(184億円)の融資等によって2001年に建設された。

上部貯水池や発電施設の建設のために、岩盤の爆破が2年7ヶ月にわたって行われた。爆破は耐え切れないほどの振動・騒音・空気汚染を引き起こした。建設地近くのカオ・ヤイ・ティアン村には、汚染された粉塵が、井戸や果樹園・牧草地や家屋など、あたり一面に降り注いだ。このため村人は、呼吸器疾患、発疹、下痢や嘔吐など、粉塵による深刻な健康被害を被った。

また、粉塵被害は農業の壊滅と天然資源の喪失も引き起こした。自給的農業と果樹や酪農によって生計を立てていた村人は収入の道を閉ざされ、生活に困窮し、多くの世帯が高利貸し等からの借金を背負っている。

村人たちは、健康の回復と事業による影響で生じた負債の帳消し、衛生的な水の供給、村人が生計手段を回復するための賠償基金の設立を求めている。

2002年、村人はJBICに対して被害に対する責任を取るように要求した。しかし、JBICは一貫して責任を取る事を拒み、世界銀行やタイ政府へ責任を転嫁している。

紫坪舗ダム（シハイホダム）／中国

四川省の紫坪舗ダム建設計画に対して、JBICは総事業費の3分の1にあたる約311億円の融資を決定している（貸付の実行には至っていない）。2001年に準備作業が始まり、2006年の竣工を予定している。日本からはコンサルとして電源開発株式会社が参加している。

この多目的ダム計画によって、少なくとも4万人が移転を迫られる。この中には少数民族であるチベット民族も含まれており、少数民族の移転には非常に大きな問題がある。住民は移転に対して不満を持っているが、住民が苦情を申し立てるための制度は存在しない。

紫坪舗ダムの下流には、世界遺産候補で、2200年の歴史を持つ都江堰があり、ダムによる文化遺産への影響も懸念されている。

紫坪舗ダム事業は、包括的で完全な移転計画が公にされるまで一時停止されるべきである。移転計画は、被影響住民との協議の上で策定され、住民の承認を得る必要がある。また、環境影響調査などの事業関連の資料は公開される必要がある。事業の便益とリスクに関する公な議論の場が設けられるまで、JBICは紫坪舗ダムへの融資を行うべきではない。

ケラウダム／マレーシア

セランゴール州への水供給を目的とするケラウダム計画は、10億ドルの総事業費が見込まれている。JBICは、準備段階として約11億円を融資しており、総事業費全体への融資を検討中。2003年中の着工が予定されている。

このダム事業により、約38万の人々が生活手段を奪われたり、強制移住させられる恐れがある。移住者の中には先住民族オラン・アリスの村も含まれている。

世界ダム委員会(WCD)は、いかなるダムも、被影響住民の「明確な合意」なしに、また影響を受ける先住民族や部族民による十分な情報に基づく事前の自発的な合意なしには建設しない

こと、を勧告している。しかし、オラン・アリスの村長は、「私たちは弱い存在なので、役人に移転しろと言われると移転せざるを得ない。もし私たちに選択肢があるならば、先祖代々の土地にとどまりたい」と言っている。WCD の勧告にある、先住民族の自発的な同意は得られていない。

水供給を受けるセランゴール州の既存の水道施設では、40%もの水が漏水や盗水といった配水システム上の問題で失われている。新規のダム開発に取り掛かる前に、既存の水道施設の改善こそが求められている。また、ケラウダムは過大な水需要予測の元に計画されている。適切な水需要管理計画、配水システムのロスを低減、既存の利水施設による代替案の実施を行えば、新規のダム開発は必要なくなる。



パネルディスカッション

事例報告の後に、コンサルタント会社の職員も交えてのパネルディスカッションが開催された。コンサルによる調査では、どうしても事業の推進が重視されてしまい、ダムによって引き起こされる影響に対する調査が十分に行われない問題点が指摘された。

メコン・ウォッチの松本悟氏からは、JBIC の融資審査における問題点が指摘された。JBIC は融資事業のインスペクションパネル（事業の審査）にはコストがかかる、と言っているが、年間2兆円もの融資を行う JBIC にすれば、インスペクションパネルに必要な2億円は僅か1%にしか過ぎない。何百億円もかかる無駄な融資事業を防止出来るのであれば、2億円は僅かな金額だ。

また、松本氏からは、日本には ODA をコントロールする法律がない点、資金援助機関の責任が不明確である点、ODA をコントロールするための制度をつくり ODA の内容を透明にして市民が監視してゆく必要性が指摘された。

今回報告された事例は、日本の ODA 資金、す

なわち日本人の税金や郵便貯金によってもたらされた深刻な被害の一部に過ぎない。日本の資金援助によりアジア各地に建設されるダムが現地の人々を苦しめている。原稿として文章化するとなかなか表現できないが、ダム開発により生活の危機に立たされている各国の住民の訴えは切実だった。

日本の一般市民には、アジア各地で何が起こっているのか、日本にはどのような責任があるのかについて知る機会はとても限られている中で、今回の公開セミナーは貴重な機会だった。

日本の ODA によるダム開発問題は、日本各地でダム問題に取り組む水源連にとどまらず他人事ではない。国内のダム開発産業のコンサルタント



ト会社や建設会社が、ODA 資金を仲立ちにアジア各国でもダム建設を進めている。今後も機会があるごとに海外での状況を学び、情報を共有化しながら、ダム開発を進める政府や援助機関を監視してゆく必要がある。

(水源連事務局 氏家)

上記の事例については、FoE-J が水フォーラムに合わせて発行した冊子「**開発禍口 一日本が支援するアジアのダム**」に、より詳細な内容が記されている。FoE-J ではこの冊子を 500 円で販売しているので、興味のある方は下記の連絡先へどうぞ。

国際環境NGO FoE Japan

開発金融と環境 プログラム

〒171-0031 東京都豊島区目白 3-17-24 2F

TEL: 03-3951-1081 FAX: 03-3951-1084

電子メール aid@foejapan.org

ホームページ: <http://www.FoEJapan.org>

第三回世界水フォーラム

(WWF3) レポート

関 正雄

3月16日～23日京都中心に滋賀・大阪で第三回世界水フォーラム（WWF3）が開催された。

WWFとは、世界水会議（WWC）の提唱で、世界各国から専門家、政治家、企業、NGO、等が集まり、世界の水問題の議論を深め、具体的な解決方法の方針を示すことを目的とした国際会議である。最終的に「世界水行動報告書」「閣僚宣言」が作成される。3年に一度、国連水の日（3/22）を含む期間に開催され、第一回はモロッコ、第二回はオランダ、そしてこの度日本で開催されることになった。閣僚級会議、分科会、フェア・フェスティバルの三つで構成される。170国、8000人が参加し、340の分科会が開催された。

ここで注意しておかなければならぬことは、WWFは公式な国際会議では無いということである。国連水の日に合わせて開催されているが、国連が開催しているものでも、政府が主催しているものでもない。WWCという、多国間開発銀行と民営化推進の多国籍企業の集まりに（国際 NGO と称されている）、各国政府が関わって国際会議の装いを持たせているだけである。さらに閣僚宣言なるものを出して、公式な世界の水問題解決の指針としようとしている。（WWCは水道民営化やダム開発の被害者からは、水マフィア・ダムマフィアと呼ばれている）

市民側 NGO として、このような正当性の無い会議に政府が関与している状況で、どう取り組むのか難しいものがあるが、国内外の民営化問題に取り組む NGO は閣僚宣言まで影響できるように積極的に取り組んでいるようである「NGOは参加していくなくても利用される」。さらに今回 WWF3において画期的だったのは、WWF3の事務局に民営化問題に取り組む NGO が入っていたことである。前回のオランダでの WWF2 では NGO を完全に排除したことから、かなり前進していると言える。それでも、当日一般参加 8000 円、平日開催、途上国からの招待枠が少ない、等の問題があり、運営方法からして市民参加が不十分であり、現場の意見を充分反映する方向でやっていないのは事実である。また、分科会から閣僚宣言にどうやって意見を反映させるのか、そのプロセスがかなり不透明であったのも確かである。

民営化問題については、カナダ人評議会などの民営化反対の NGO が WWC と合同で分科会を開催して対等に議論し、また、各国から民営化の被害を受けている人たちがその実情を力強く訴えに来ていて、推進派と良い勝負をしているようだった。その成果か、閣僚宣言で民営化推進について多少は表現が柔らかくなっているようである。

ダム開発問題については、UNEP（国連環境計画）、DDP（ダムと開発プロジェクト）、IRN（国際河川ネットワーク）、FOE、WWF（世界自然保護基金）、公共事業をチェックする NGO の会、等が分科会を開催していた。ただ、ダム反対の現場の人たちが国内外から殆ど来ていない状況であって、ダム反対サイドの分科会に推進派が押し寄せ、圧され気味になっているものもあったようである。ダム反対サイド分科会の参加者の半分以上が背広姿だったことも印象的。そして、反対サイド分科会の一般発言でダム推進派が反論しているのも目立っていて、大声で「私の国ではダムは生命線だ」と喚いている人も。国内では国土交通省の役人が、吉野川における緑のダム構想や、川辺川ダム問題について反論している場面もあった。

WWF3において、ダム問題で微かでも期待できたことは WCD（世界ダム委員会）が閣僚宣言にインプットされることである。WCD の重要性については、UNEP、DDP、IRN も分科会で力説していて、またウォーターアイド、淡水行動ネットワークなどの民営化問題のパネルでも、水道事業の民間参入に WCD のガイドラインは有効であるという意見も度々交わされていた。しかしながら、肝心の世界銀行がやる気がないようで、世界銀行の職員から「WCD なんてあんな偏ったものを何故取り沙汰するのか？あんなもの・・・」という発言が出ていた。また UNEP や IRN からも世銀が WCD に協力的でないとの報告もあった。世界銀行自身が WCD にかなり消極的な状況の様子で、結果的には

閣僚宣言への WCD インプットはなされなかった。

WCD のガイドラインの適用について、ネパール、インドネシア、インド、パキスタンから報告があつたが、実用に到った例は無いようである。各国政府の受け止め方も様々で、政府内でも WCD について意見が対立しているようである。ネパールの NGO から、「WCD は政府をあてにするのではなく、市民のものとして活用るべきだ」という意見もあった。

ダム問題でも民営化問題でも各分科会で共通のジレンマとして感じられたことに、国際 NGO からの政策提言について、地元 NGO と踏み込んだ議論ができていないことである。現場で戦っている NGO と国際 NGO との間にかなり温度差があるようである。

ダムについて閣僚宣言では、直接ダムという表現ではないが、「再生可能なエネルギーとして水力発電の役割の認識」「貯水池のような構造物を含む包括的な災害対策が必要」と、結果的に水力発電ダム、治水ダムの建設は認める内容になっている。ダム建設のガイドラインについての記述は無い。WWF は公式な会議ではないが、そこに各国政府自らが関与し閣僚宣言を今後の水問題解決へ向けた指針としていることから、閣僚宣言におけるダムについての記述は国内外のダム問題にとっては重要なものである。今後さらなるダム開発の口実にされる可能性がある。今回はダムについては残念な結果になってしまったが、次回以降の WWF か、望ましくは公式な国際会議においての WCD のインプットを期待したい。

以下、

私は 12 個以上の分科会に参加しましたが、そのレポートを少し箇条書きします。

・「流域一貫の土砂管理（貯水池土砂管理に向けた挑戦）」貯水池土砂管理セッション実行委員会主催 ダムの堆砂、排砂についての分科会で、黒部川の連携排砂がいかにうまく行っているかの講演もあった。日本では堆砂が進みやすいという研究発表もあったが、持続可能な開発の為には、ダムを長持ちさせなければならない、ダムには排砂ゲート・バイパスをどんどん導入していこうと。6 時間にもおよぶセッション。

・「河川管理と水利用」国土交通省河川局主催

ダム推進のセッションだが、オーストリア水管省の役人の講演では、水力発電ダムは環境への悪影響がある、河川は直線化するよりも蛇行させたほうが良いとの発言があった。関電からはダムが落ち葉やゴミの流下を防いでいる、川の浄化に貢献していると報告。国土省河川局次長からは、「これからは和の精神を尊ぶ、ブラックボックスを作らない」とまとめがあった。

・「日本における総合的水資源開発管理の経験」水資源開発公団主催

これもダム推進のセッションだが、韓国やオーストリアのゲストから、日本は急激に開発をしてきて問題多かっただろうと、韓国はその失敗から学びたいという発言もでていた。どうやら日本の役人だけが意識が低いというか、遅れているようである。

・「アジアモンスーン地域におけるダム開発に対する人と環境の移転」東京農工大学主催

研究者からインドネシアのダム移転住民の調査で、特にコトバンジャンダム移転住民の補償問題の分析は優れていた。研究者からのダム移転住民の研究という素晴らしい内容のセッションだった。

・「なぜ大きなダムは間違った水管理のもととなるか」IRN、FoE 主催

インドからの報告では、インドでは村人達が皆一緒になって、自らため池を作り、森林整備をしている、政府や企業は水を売りつけようとしているが、そんなものはまったく要らないと、現地から勇気づけられる内容のセッションであった。

・「ダム建設と開発のための選択のフレームワーク」DDP、UNEP、IRN 共催

ダムについてこれまで、代替案が検討された事例は殆どない、ニーズ評価もまったく不充分であった。ダム開発においてプロジェクトの段階から住民参加が必要である、その為に WCD のガイドラインを活用していきたい、UNEP としても WCD の媒介役を務めたい、IUCN もコーディネートしつつある。しかし、現状は各国政府がまず動いてくれない、世銀のスタッフが手伝ってくれない。JBIC は新しい環境政策に WCD を取り入れているが、それでも世銀は動かないようである。

3月1日（太田川ダム予定地視察）

3月2日（天竜川流砂促進事業の視察）報告

水源連事務局 遠藤

太田川ダム予定地

太田川ダムは静岡県が大田川に建設中の多目的ダムです。もともとは治水目的でしたが、静岡県が国からの補助金目当てに利水目的も加えたダムです。

雨の中、太田川ダム研究会の岡本尚さんに車で遠州森駅から太田川に沿って、ダム予定地の上流まで案内していただきました。このダムに対してネットワーク「安全な水を子どもたちに」が調査を行い、利水面ではまったく不要なダムであることを明らかにしています。「治水面についてはこれから検討しなければならないので、水源連に協力して欲しい」と岡本氏から相談を受けました。治水関係で必要な資料の一覧表をメモして岡本氏に手渡しました。緊急に資料を収集していただくことになりました。

岡本尚さんはダムの堆砂の進行についても研究を進め、堆砂はダム湖内における水の滞留時間と比例関係にあることを発表しています。太田川ダムは堆砂ダムを抱える天竜川のすぐ東側にあることから、地質的に堆砂が早いことは十分に予想されます。

太田川ダムのもうひとつの問題は、上水取水地点（円田）での水質が生活排水・農業排水・畜産排水によって汚染されていることです。このような水を水道水源にすることによる健康被害の発生をネットワーク「安全な水を子どもたちに」は心配しています。

太田川ダムは本体工事が始まり、ダムサイト周辺が伐採され、斜面が削られていきました。漁業者は既に補償金を受け取ってしまったとのことで、このダムを中止させる要は流域住民の反対運動にあります。

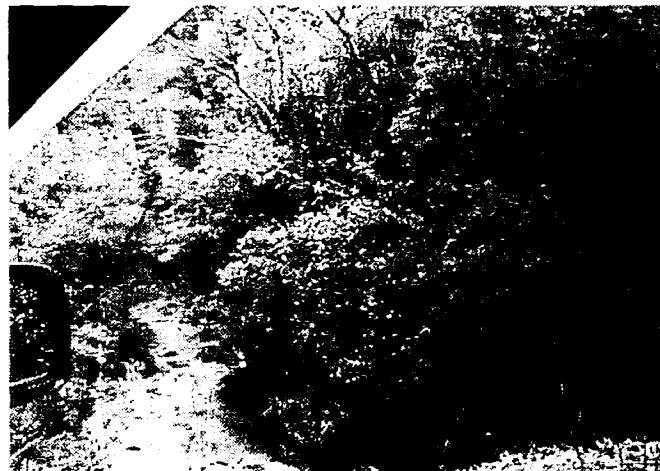
天竜川流砂促進事業

天竜川に設置されているダム群（上流から泰阜ダム[中部電力]、平岡ダム[中部電力]、佐久間ダム[電源開発]、秋葉ダム[電源開発]、船明ダム[電源開発・農水省・静岡県]）はどれも堆砂が進行し、ダム上流域の洪水被害を引き起こしていることはよく知られています。

電源開発(株)は堆砂対策としてダム湖の容量確保のために堆砂を湖外に搬出するとともに、上流域の洪水防止のため、流砂促進事業を行っています。これは、ダム湖の水位を急速に低下させその水の流れを利用して湛水端の堆砂をダム湖内下流部へ移動させるもので（流水による掃砂）、冬季に行っていきます。



工事中の太田川ダムサイト付近。



太田川ダムサイト上流部。平均流量が毎秒1トンの地点に、有効貯水量1000万トンのダム湖。利水の当てがないので、平均滞留日数は100日以上になる。

この流砂促進事業により、ダム湖からは濁水が冬季の間放流され、川の漁業に甚大な影響を与えています。

天竜川漁協（天竜川には上流部と下流部に別々の漁協がある。ここでは下流の漁協を意味する）は濁水問題に悩まされ続けてきました。この問題を解決することは一漁協の活動だけではできません。天竜川漁協は電源開発㈱に流砂促進事業の見学会の開催を申し入れると共に、漁協組合員以外の人にも見学会への参加を呼びかけ、今年になって始めて見学会が実現しました。

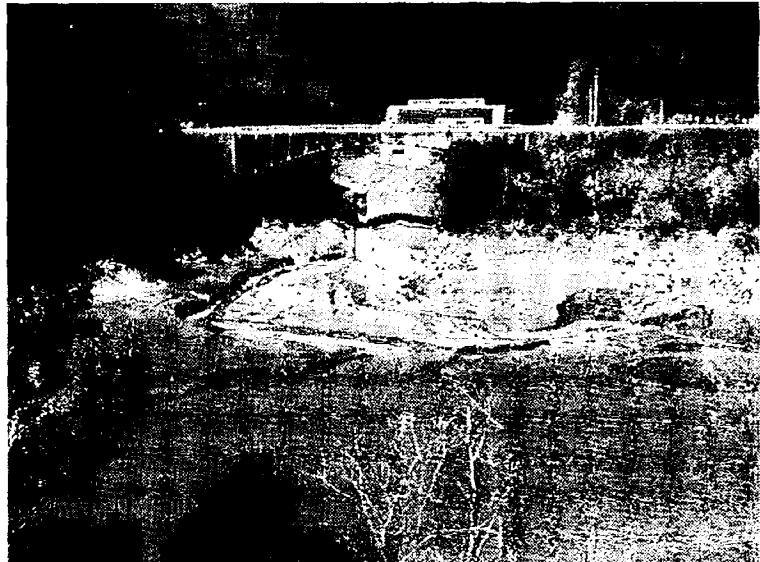
流砂促進事業により、佐久間ダムでは水位を半分程度に落としていました。ダムの上流部にたまつた砂やシルトの層が、あたかも洪水後の河川の低水敷のようにえぐられていて、ダム湖の下流部に流出しているのは確かなようです。しかしどれだけの効果があるかについては、電源開発㈱も把握していません。

佐久間ダムから船明ダムにかけての天竜川は泥水の流れでした。その泥水が更に、船明ダムから下流に放流されていました。

漁業被害に対しては補償金を受け取ってそれでおしまいという漁協が少なくありませんが、天竜川漁協は「川を守り、子供たちに健全な姿で引き継ぐことが漁民・漁協の使命である」として環境部を設置し、真正面から濁水問題に取り組んでいます。富山の黒部川問題と闘っている漁民の皆さん、川辺川・球磨川を守り抜こうとしている漁民の皆さんと一緒に通じるものがあります。

天竜川の河川整備計画策定に関しては、中部地方整備局の管内では初めてのケースですが、一部委員を公募して流域委員会を設置しました。天竜川流域委員会はその下部組織として上流部会と下流部会を置いています。この流域委員会に天竜川漁協環境部長である岩野氏が応募し、流域委員会委員と下流部会委員を兼任することになりました。

ダムによる弊害、とりわけ堆砂問題は水源連にとっても大きな課題になっています。黒部川で苦しめられている漁民の皆さん、天竜川をより良い川として取り戻そうとしている漁民の皆さんからの提起をしっかりと受けとめ、支援できる態勢づくりが水源連に求められていることを実感しました。



水が引いた後の佐久間ダム上流部。堆積物はそう簡単には掃去されない。所々にある堆積層の割れ目は流砂促進事業の効果と思われる

吉井川

吉井ダム住民訴訟を支援する会ニュース 2003年3月6日 №12

吉井川よ 生命の川よ 子や娘を育む ふる里の
川よ。天敵の塵みを運び滅れよ永遠にー。

事務局 岡山市春日町5-5 (岡山地区労内) ☎ (086) 232-3741
ホームページ <http://www3.ocn.ne.jp/~pokorin/damu/omata.htm>

ダム・ストップ文化交流会

紀伊丹生川ダム、清津川ダム、下瀬訪ダム中止につづいて
吉井ダム、川辺川ダム、猿山ダムもストップさせよう



さんをコーディネーターに、次の順に各地からの報告がおこなわれました。①清津川ダムから高見優さん（清津川ダムをを考える会）②川辺川ダムから中島謙さん（子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会代表）③下瀬訪ダムから塩原後さん（環境会議・諏訪会長）④紀伊丹生川ダム建設代表）⑤吉井ダムから矢山正行さん（ストップ・吉井ダムの会代表）⑥徳山ダムから近藤ゆり子さん。コメンティナーの嶋津雄之さん（水源開発全国連絡会）が磐田に先立ち、県外からの参加者は、3

0日の午前中、吉井ダム現地を見学、午後会場の岡山市の労金ビルに合流しました。

13時からの交流会では、由比濱省吾・吉

田ダム士地共有者の会会長の挨拶があいさつ

について、大石和啓（吉井ダム弁護団）

告に対する論点を整理しました。

川辺川ダム、吉井ダムについては、利水にも治水上も不要なダムですが、この二つのダムは、事業がある程度進行していること、ただそれだけの理由で事業が継続されています。吉井ダムに関するところが、岡山市、津山市など水の大口需要とのころが、割当水量の返還の動きもあります。※ダム・ストップ交流会の内容について

は、資料集を作成中です。出来上がり次第

送付します。

特に岡山市は、上水道水需給計画（平成14年）を大幅下方修正しています。吉井ダムの根本的見直しが求められています。

※ダム・ストップ交流会の内容について

は、資料集を作成中です。出来上がり次第

送付します。



・ストップ交流会を開きました。

集会に先立ち、県外からの参加者は、3

0日の午前中、吉井ダム現地を見学、午後会場の岡山市の労金ビルに合流しました。

13時からの交流会では、由比濱省吾・吉

田ダム士地共有者の会会長の挨拶があいさつ

について、大石和啓（吉井ダム弁護団）

と水を考えるシンポジウム」や機関等で県の考えについても十分説明しているというものです。

岡山県の吉井ダム住民討論集会を県が拒否したことに対し、住民団体の一人、矢山有作ストップ・ザ・吉井ダムの会代表は、「吉井ダム問題が起きて長年になるが、この間、前の長野知事も吉井ダムも地元住民に吉井ダムの必要性について、眞面目に説明したことは一度もない。これに加え、住民団体として、吉井ダムに関わって17年間の間に知事に話し合いを再々求めたが、全く会おうとしない。吉井ダムは県政100年の大計だと県も言い、これほど大きな問題をかかえた吉井ダムに県知事として、きわめて不真面目な態度だ」と県の対応を厳しく批判しました。

吉井ダム反対土地共有者の会などの住民団体が吉井ダム討論集会を開くことを求めた要請書の要旨は次のとおりです。
大規模な自然破壊と莫大な財政負担を伴うダム建設は、取り止めや撤去が世界の流れになっていること。
吉井ダムは、「公益性」がないといいう認識に基づく、事業認定取消の行政訴訟が保属中であり、かつ根強い反対があるにもかかわらず工事が進められている。そのうえ吉井川治水計画の杜撰さや利水の過大見積り、地質的にも危険な問題をかかえていることが、裁判や収用委員会の無理を通して明らかになっていること。
これらを積極的に解明し、ダム建設に伴う県民の生命、財産の安全性確保につとめることは、県政最大の課題である。従って知事が主催して、起業者（国交省）と住民との討論集会を開くこと。

吉井ダム反対4団体代表は、岡山県知事に要請書を手渡しました。（左の中島謙年に手渡す右の矢山さん）

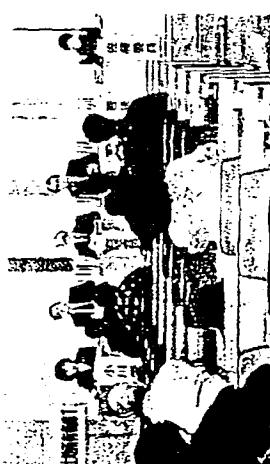
こうした住民団体の要請に対し、岡山県

知事は2月10日、開催する考はないと文書で回答してきました。理由は、「ダム

が、この一年間に5回開かれています。

第5回收回用委管理

資料提出を命令 境界確定に疑問



**黒塗資料は
証拠として採用できない**

これまでに、土地所有者側は境界確定について、いつ誰が立ち合ったのか、また隣地の面積も合わせて資料の提出を求めていました。そして今回の作業に、起業者(国営省)が出したその資料は、立会人、住所、名前、押印を黒く塗りつぶしたものでした。菊池会長は、「この資料は、黒く塗りつぶされており、権限のある人がきちんと署したのかどうかもわからず、証據として採用できない」と黒塗りのない資料の提出を求めました。起業者側は、情報公開法に準じて、個人のプライバシー保護を由に提出を拒否しました。菊池会長は收容に基づいて資料の提出命令を出すことを

西町の岡山コンベンションセンターで開きました。審理には、委任状も含めて土地共有者100人が出席しました。

冒頭、昨年11月同委員会が実施した現地奥津町での共有地境界確認調査を受け、共有地の境界が果たして正當かどうかが問題になりました。起業者側の主張は、共有地の境界確定にあたっては、元所有者と奥津町、その地に詳しい人が立合ったと主張しました。その結果、公簿上の面積と実測面積が吻合一致したというものです。土地共有者側は、共有地の公簿上の面積を主張しました。また、ある牧野武正さんは、土地を売買するには、土地の境界を明示するのが主の義務であり、その際は隣地の所有者が立合いと圓面を出して確認し合うことが社会通念上当たり前だと述べました。

第6回 県収用委員会審理の案内

内審委員会の要領

1. とき 2003年3月16日(日)
講理時間 13:30~16:30
(受付開始 12:30)
 2. ところ 岡山コンベンションセンター
(ママカリフォーラム)
岡山市駅元町14番1号
1階 イベントホール
 3. 受付について
当日出席される際は、必ず受付票を持
参して下さい。

4. 代理人への委任について
都合のつく限り出席して、意見をどうぞ
お述べください。万が一、出席でき
ない場合は、代理人に委任することもで
きます。

代理人に委任される場合は、受付票に
押印のうえ、吉田ダム土地共有者事務局
へ送ってください。
3月15日まで必着のこと。

吉田ケム裁判傍聴のお願い

1. 岡山県広域水道企業団に係わる事件

令和3年4月30日(水)
午前10:30~12:00

とこちら岡山地方裁判所

武田さんは、岡山県広域水道企業団への県の立替出資・貸付が不要なものであるとして、「岡山県水道整備基本構想」の下方修正問題と岡山市の上水道水需要計画（平成14年の日付）などについてお尋ねです。

告田ダム事業認定取消事件で原告側は、告田ダムの公益性について、裁判を通じて治水、利水、地質の面からも新たな事実をあげて指摘し、ダム不要を主張してきました。にもかかわらず、03年2月5日の公判で被告側(国交省)は、もつと具体的なものを出してもらいたないと反論ができない。と主張したところ、立証責任は被告側にあります。

事件の争点は、公益性の有無が焦点になってしまっており、公益性が有るとする被告側(国交省)に当然立証責任があります。

ダム・ストップ実行会大セミナー

世の中に、いまだ公共事業は終わらど、西田ダム
川辺川ダム、油山ダムの3つだけは、その建設費引
きを過度に、既に超過してしまったとして金日本引
トニアラスです。

つまり、これらのダムをストップさせなければ、日本
に莫大的な費用がかかるのです。
しかし、夜明けの光もたらすれてします。

それから、油山川ダム、下野ダム、船岡生田ダムの
3つが中止を静かにしたとおどり、これから静かに静
かとの内閣は、大変に意図悪いことです。
若者田ダム、川辺川ダム、油山ダムの3つの件を止められた
から、11月に間にこじらしやう。

11月11日(土) 13時開会

公共事業停止アクション会議の会 会場
保護「ひとりの会議」代表委員会

参院議員 中村致夫

徳山ダムを巡って

徳山ダム建設中止を求める会/事務局 近藤ゆり子
TEL/FAX0584-78-4119 Email:VYV01462@nifty.ne.jp

(1) 徳山ダム裁判（行政訴訟・住民訴訟）とともに結審 初秋にも同時判決

02年12月25日、行政訴訟（事業認定取消訴訟：被告＝国交省・収用裁決取消訴訟：被告＝岐阜県収用委員会）は結審した。【原告側最終準備書面は当会HPで】この裁判を通して、原告側は「水資源開発公団を事業者とする水資源開発ダム・徳山ダムの受水予定地域において水需要が全く存在しない以上、当該事業認定は違法だ」と主張してきた（同時に徳山ダムによる「洪水調節」や「渇水対策」が無意味であり、失われる利益（環境など）が大きいことも明らかにしてた）。結審日以降に出てきた「被告側最終準備書面・補充書2」で被告側が「今後も水需要が伸びる理由」として強調したのが「朝シャン・ガーデニング」。いわく「シャワー付き洗面台が増加している。不況で個人消費が落ち込む中でガーデニング用品は売上が伸びている。」「朝シャン1回で120?の水を使う。」。被告側は議論に追い込まれて、とうとうここまで議論をねじ曲げ、矮小化した。一つの村を完全に潰し、数千億円の公金を投入し、生態系を破壊して6億6000万トンの巨大ダムを作る理由が「朝シャン・ガーデニング」とは！！

行政訴訟の結審を受けて、裁判所は「住民訴訟（「徳山ダム工業用水道水源費負担分」公金支出差止訴訟：被告＝岐阜県）も行政訴訟と同時判決したい」との意向を示し、急遽証人尋問が行われた（2月26日）。証人として出廷した前岐阜県水資源課長は、原告代理人からの質問に対して「知らない」「分からぬ」を連発。岐阜県の水需要予測が根拠のない無責任なものであることを露呈した。

<3月26日（水）13時10分～岐阜地裁 住民訴訟 結審 是非傍聴を！>

(2) 岐阜県 大垣地域の水需要予測データを「非公開」に！

旧木曽川フルプランは1985年改定予定であったが、実績との大きな乖離（大幅な水余り）の「調整」に手間取り、93年になってようやく改定された。00年を目標年次としたこの改定フルプランは「徳山ダム完成は00年以降」としてその必要性が根拠づけられていない。そして00年を過ぎてもフルプランは改定されていない。徳山ダムは法的根拠を欠いたまま進められている。水余りの木曽川水系でなお水資源開発が必要か、を追及すると国交省は「利水者（岐阜県・愛知県・名古屋市）が必要だという」と言う。本当に地元は徳山ダム開発水を必要としているのか？その根拠は？

大垣地域1市13町は、徳山ダム開発水のうち1.5m³/秒を水道水として受水する予定となっている。私たちは今年初めから、この14市町に、現在の水源で不足するという予測があるか、どの位の水を必要とするか、その負担をどう見積もっているか、を尋ねてまわった。14市町すべて「現在の水源で不足するという予測はない」「県から何もきいていない。負担については全く分からない」とのことであった。

昨年9月に岐阜県水資源課に「大垣地域14市町の予測では徳山ダムの水は必要ないのだが、岐阜県は何を根拠に必要だというのか？」と尋ねると「『平成6年岐阜県水資源長期需給計画』が根拠だ」と

の答え。「その『水資源長期需給計画』の根拠となる数値を明らかにして欲しい」と言うと、2時間にわたっての完全な沈黙が「答え」だった。再度質問書で数値を請求すると「根拠資料の存在は調査しなければ分かりません。」という。

資料を隠す様子が見えるので12月16日に岐阜県に対して情報公開請求すると、今年1月29日に「非公開：(理由)公開することにより、事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報」という通知が来た。

バックデータというのは客観的・科学的資料のはず。9年も前に公表され、それを基礎にしてさらに様々な計画が立てられている「岐阜県水資源長期需給計画」の根拠を公開すると「事業の適正な遂行ができない」とは！？そして岐阜県情報公開条例では、当該情報はH7年以前の情報だから情報公開条例の適用外で非公開に対する異議申立てはできない（情報公開条例の適用外である）ことになっている。

議会のチェック機能が働かないオール与党体制では、行政は情報を隠したままやりたい放題になってしまい、と言う典型例である。（2月26日、徳山ダムに対する態度の煮え切らない県議会民主党会派に「少なくとも徳山ダム建設事業の透明性を確保することを県に要求してほしい」と要請したが、今のところ何の返事もない。）

*愛知県・名古屋市も徳山ダムの水を使う計画は全くない。揖斐川より近い長良川河口堰の水を使う予定も立たないので当然である。

（3）「大垣市の水道料金は4倍～4.5倍になる」？… 大垣市反論せず

大垣市は「現在の水源で不足するという予測は存在しないが、徳山ダムの水利権は確保する、応分の負担はする」と言う。しかしその負担については「何も分からない」。「何も分からない」のなら水利権を確保するか否かも「分からない、白紙」でなければ辯證が合わない。しびれを切らして、私たちなりの「試算」をすると（ダム建設費負担分126億円。導水等の追加事業に700億円？ 1m³当たり100円？ 一般的な水道事業において、料金中に占める固定資産の割合は1／3程度だから1m³当たり300円の値上げ）水道料金が4倍から4.5倍になるという恐ろしい数字が出た。2月17日、予め示した「試算」について「おかしいところは指摘して下さい」と迫ったが、大垣市の担当者は「何も決まっていないから分からない」を繰り返した。

国や県は「公共事業」の負の部分については住民どころか市町村の行政責任者にも情報を公開して来なかつた。市町村の側は「具合の悪いことは知りたくない」と耳と目をふさぎ、ただ県や国に依存し追随するばかり。市町村の側の自立にはほど遠い姿勢が代わらないまま、国主導の合併で自治体規模だけが大きくなっていく。このままでは住民不在（将来に大きな負担だけは確実に残っていく）の無駄な公共事業は止まらない。

とりあえず、大垣市以外の13町及び上石津町（法定合併協の一員）に「試算」を送り、各町及び合併協の場で徳山ダムの負担と水道料金を検討するように要請した。

（4）新ホームページができました

「徳山ダム建設中止を求める会・事務局」 <http://tokuyama-dam.csidc.com/>

連載などを企画しています。皆さんに度々訪問して下さい。

水源開発問題全国連絡会からの報告と問題提起 ～～川辺川ダム事業、苦田ダム事業、徳山ダム事業における事業認定取り消し訴訟～～

2003年3月10日

水源開発問題全国連絡会

水源開発問題全国連絡会の概略

水源開発問題全国連絡会は全国のダム反対運動の連絡組織である。

1993年に、これまで孤立して闘って来た各地のダム反対運動体が、

①お互いの情報交換を密に行って、それぞれの運動を支援してゆく。

②水源開発事業の欺まん性を大きくアピールして、世論を喚起する。

③力を結集して、建設省などと交渉し、水源開発の見直し、中止を求める。

を目的にした緩やかな連絡組織として、水源開発問題全国連絡会を発足させた。

これまでの活動の中で、現地運動体の頑張りが効を奏してダム計画を中止に追い込んだ事業もあるが、もう一方では土地収用法が適用されたダム事業が川辺川ダム・苦田ダム・徳山ダムと合計3事業に及んでいる。このような事態を糾すことが水源連関係者の緊急課題である。

土地収用法を適用された3ダム問題

土地収用法を適用した3事業はいずれもその事業の根拠を喪失していることが明らかであるが、1995年に建設省が設置したダム事業等審議委員会は実質的な見直しをすることなく、起業者（地方建設局、水資源開発公団）の意向を追認した。国土交通省はこれらダム事業等審議委員会の答申を拠りどころとして事業を強権的に推進している。関係住民が参画した下での公益性の検証はこれまでまったくなされてなく、事業計画を遂行することにより既成事実化の積み重ねが行われている。事業認定取り消し訴訟の段階で初めて住民が公益性を問うことが出来る、ということは、事業がほとんど完了してしまうまでは住民が事業の是非を公の場で起業者と議論する機会がないということである。

これら3ダムの関係住民はダム事業に関する事業認定取り消し訴訟を行っている。徳山ダムではすでに収用委員会が収用裁決を下し、強制収用を終えている。他の2ダムでは収用委員会と同時進行している。

いずれの事業認定取り消し訴訟においても、被告側は公益性についての立証責任を果たしていない。原告側が公益性がないことをつぶさに立証することを強いられている。また同時に、係争中であるにもかかわらず工事が進行している。とりわけ苦田ダムでは本体工事がほぼ完成してしまった。徳山ダムは本体工事着工中である。川辺川ダムは漁業権の収用を済ませていないため、本体工事着工には進んでいない。すなわち、いずれのダムもその必要性を喪失しているにもかかわらず事業が進行してきた。住民が公共事業にストップをかける法的制度がないことが現状の基本的背景である。漁業権を持つダム反対派漁民が頑張りぬくことにより、現段階では川辺川ダム事業の進行を法的に食い止めることができている。

このような状況は許されることではない。その対応策として水源連は以下の提案を行ってきてている。

- ①関係住民参画の下で、事業計画の必要性・公益性を検証する法的仕組み・・・公共事業審査法案
- ②事業認定取り消し訴訟中の事業執行の停止・・・行政訴訟法25条関連の改正
- ③事業認定取り消し訴訟における起業者側の立証責任の強化
- ④土地収用法の抜本的改正

これらに加え、事業認定取り消し訴訟や公金支出差し止め訴訟において、現状では「原告適格」が極めて狭いために実質審理に入ることが阻害されるという問題もあるので、「原告適格の拡大」も必要である。

以下、これら3つのダム事業の概要と当該ダム審議委員会の答申、土地収用法適用の経過などを記す。なお、いずれのダムも、環境アセスメント法制定以前の計画のため法的義務付けが適用されず、法に基づいた環境アセスメントは実施されていない。

● 川辺川ダム（熊本県）

事業主体 九州地方建設局

川辺川ダム計画

目的 利水、治水、発電、等

規模 総貯水容量 1億3300万トン

事業費 2650億円

ダム審議委員会の答申とその欺まん性

答申：1996年8月10日

主旨：治水目的、利水目的をすべて認めた「ダム推進」

ダム等審議委員会では建設が妥当との結論を出したが、それは事実を基づくものではない。

治水に関しては、80年に一回の基本高水流量を過大に、河道の流下能力を過小評価することにより、ダムの必要性がつくりだされている。

川辺川ダムの発電量は、現状稼働中で川辺川ダム完成後に水没する発電所の合計発電量より、下回っている。

利水は灌漑用水を開発するものだが、この灌漑用水を供給する土地改良事業については、その計画対象の農民の過半数が、計画変更の同意取り消しを求める裁判を起こしている。本答申はこの裁判が提訴されてから出されたものであり、審議委員会が司法を公然と無視したものである。

漁業権の収用・土地の収用、事業認定取り消し訴訟

建設省は本体着工をすべく、球磨川漁協からの同意取り付けに奔走したが、球磨川漁協の総会は補償協定締結に同意を与えなかった。

2000年12月26日、建設省、漁業権と一部の土地について土地収用法を適用し、川辺川ダムを事業認定。

2001年12月18日、国交省が漁業権などの収用裁決を県収用委員会に申請。

2002年1月29日、県収用委員会が収用裁決手続き開始決定。土地関連の案件については収用委員会は公益性についての審議を不当にも拒否して終結した。漁業権案件では漁業権を持つのは漁協か漁民かの論議を行ってきた。公益性についての権利者側からの陳述は2月から開始された。

2002年3月26日、事業認定取り消し訴訟を提訴した。現在係争中。

住民討論集会

漁業権の収用裁決申請が国から出されることが明らかになった時点で、ダムの必要性について住民側から異論が提出され、熊本県知事が国の説明責任を取り上げ、「川辺川ダムが流域住民の生命と財産を守るために本当に必要なか否かを判断するため」として、九州地方整備局をはじめとした推進者側とダム反対側との討論集会を2001年12月から公開で開始した。これまで、5回が治水関係で、1回が環境関係で行われている。今後も続いて行われることになっている。

● 苦田（とまた）ダム（岡山県）

事業主体 中国地方建設局

苦田ダム計画

目的 洪水調節と水道用水の開発等

規模 総貯水容量 8410万トン 集水面積 217平方km

事業費 1940億円

ダムの必要性 治水も利水もきわめて過大な計画によるもので、ダムは全く不要。

ダム審議委員会の答申 1996年6月

「住民が苦渋の選択をした。必要性について論議する必要なし」「ダム推進」

強硬なダム推進者である長野士郎岡山県知事（当時）の主導で進められたため、わずか数回の委員会だけで、審議らしい審議もしないまま、ダム推進の答申を出した。

ダム水没予定地「奥津町」への行政圧迫

奥津町は長年、ダム反対の姿勢を堅持してきたが、長野知事は、奥津町に対して補助金カットなどの行政圧迫を加え、その結果、町政が成り立たず、ダム容認となった。

ダム本体工事の強行 1999年6月

ダム予定地には、少数とはいえ、居住する住民が存在し、且つ、土地所有権を有する者が1200名近くもいるにかかわらず、建設省はダム本体工事を強行した。ダム水没予定地の居住者および土地所有者に対し、権利の譲渡を求め、法律に基づく手続きをとることなく、建設省は、水没という最終段階をもたらすダム本体工事を強行した。地権者の権利をないがしろにする、法治国家としてあるまじき行為である。

土地収用、事業認定取り消し訴訟

1999年 6月16日、ダム本体工事着工。

1999年12月20日、建設省中国地方建設局と岡山県が苦田ダム事業を土地収用法に基づく事業認定を建設大臣に申請。

2000年 3月21日、建設大臣の事業認可。

2000年 5月17日、原告団長矢山有作氏とした地権者約420人が、苦田ダム事業認定取消訴訟を岡山地裁に起こす。

2001年 8月27日、工事事務所が土地収用法に基づく採決を県収用委員会に申請現在に至る。

国は、水没予定地に反対運動による共有地を除いて2軒しか残っていない状況になってから、土地収用法を適用した。

現在、収用委員会開催中。現在、公益性についての陳述が行われているが、これはひとつには、試験湛水を始めるまでは収用の必要がなく、直ちに収用裁決をする緊急性がないことによるものと思われる。事業認定取り消し訴訟係争中。たとえ事業認定取り消しの判決が出るとしてもその時点では事業完了。それを見越して、被告・国側は公益性の立証を徹底的に回避して時間稼ぎをしている。原告側に立証責任を転嫁しているのが実態。

住民討論集会

苦田ダムに反対する住民団体が2003年1月22日に岡山県に対して川辺川ダムと同様な形式による「苦田ダム住民討論集会」の開催を要請したが、県は、①これまでのシンポジウムで見解を明らかにしてきた。②裁判においても説明をしている、との理由をつけ、開催を拒否。この開催拒否理由は、県がシンポジウムに出席した例は皆無という事実、事業認定取り消し訴訟においても国が立証責任を回避している事実に反したものである。

● 徳山ダム事業（岐阜県） 事業主体 水資源開発公団・電源開発株式会社

徳山ダム計画

予定地	岐阜県藤橋村（旧徳山村）木曾川水系揖斐川上流部
規模	総貯水量6億6000万トン
目的	水道用水10.5トン/秒、工業用水4.5トン/秒、発電、洪水調節の多目的ダム
総事業費	2540億円（1985年度段階）

審議委員会答申

1997年2月7日

「事業推進」

計画の問題点

- フルプランの過大な水需要予測に基づく不要な計画。

1976年完成の岩屋ダムの日量40万トンの工業用水も使用されていないこと、に加え長良川河口堰の開発水のほとんどが使われておらず、岐阜県、愛知県、三重県いずれも新規の水源開発は必要性ない。名古屋市も11月に水需要計画を大幅に下方修正、事実上徳山ダムの利用予定が2013

年以降も無いことを明らかにした。

- ・このような無駄なダム計画のために旧徳山村は廃村となり藤橋村に吸収され、住民は全て移転させられた。
- ・イヌワシ・クマタカの営巣が確認されておりその保護対策が求められている。

土地収用、事業認定取り消し訴訟関係の経過

- ・97年2月7日徳山ダム審議委員会「事業推進」の答申。
- ・公団らは98年6月10日、71年の確認書（「みだりに強制収用はしない」）に反して土地収用法に基づく事業認定の申請を行い、118人の共有地に対し、強制収用の動きを開始。
- ・98年12月24日、建設省は、事業認定決定。
- ・99年3月1日、原告43名が、岐阜県知事を被告に、徳山ダム工業用水の違法支出に関する住民訴訟を起こす。
- ・99年3月16日、事業認定取り消し訴訟提起 原告57名
- ・99年11月17日、公団は、土地収用の採決申請を岐阜県収用委員会へ提出。
- ・99年11月24日、公団は、抗議の中仮排水トンネルへの転流工事強行。
- ・2000年2月、トラスト地に関する最初の収用委員会審理開かれる。
- ・2000年5月、水公団「本体工事起工式」を行う。
- ・2001年5月、トラスト地の収用裁決。
- ・2001年7月、収用裁決取消訴訟（原告74名）を提起。
- ・2002年12月、事業認定取消訴訟・収用裁決取消訴訟結審。

土地収用

- ・収用委員会は既に収用採決を出し、強制収用が行われた。この委員会が収用裁決を出すまでの問題点を記す。
 - 1) 事業認定取り消し訴訟が係争中であるにもかかわらず、収用委員会にかけることは言語道断である。
 - 2) 岐阜県収用委員会の会長は、徳山ダムに関する違法支出住民訴訟の被告である、岐阜県知事の裁判上の代理人であり、公正な委員構成になっていない。収用委員の公正な選出の後、審理を行うべき。
 - 3) 公団は共有地地権者に対し満足な説明も行っておらず、作成された「土地調書」も公団と土地の形が異なり、公団にある隣地も行方不明であることなど、現在の裁決申請そのものに大きな問題が存在する。

クマタカ等生態系について

イヌワシ・クマタカの営巣が確認されており、公団も「徳山ダムワシタカ類研究会」を設置して来たが、研究会の委員4人のうち3人が、公団の猛禽類保護の姿勢を批判して1999年8月に辞任。困った公団はNACS-J（日本自然保護協会）にデータ解析を依頼したが、その「工事を数年間中断して保護対策を検討すべきだ」との意見を無視して工事を強行している。

事業認定取り消し訴訟

利水面において必要性が全くなく、水資源開発促進法に基づく根拠を失った事業であることに論点を絞った論戦を挑んだ。起業者側が立証責任を事実上放棄してきたまま、この裁判は2002年12月に結審した。原告団、弁護団が4年間、水資源開発公団を徹底的に追い詰めてきた。

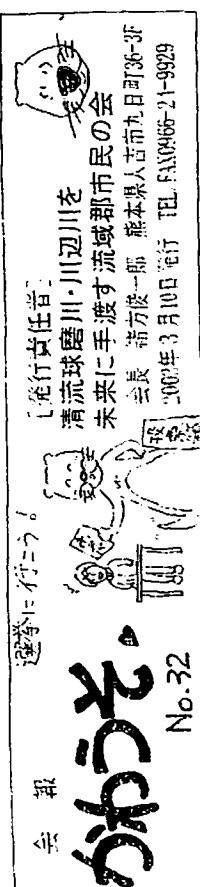
●手渡す会・2002年11月～2戸の出来事

- 02.11.28 県営・荒瀬ダムの完全撤去が決定。
- 12.21 川辺川ダム討論集会（人吉市）に2500人参加。
- 12.26 川辺川利水訴訟控訴審（福岡高裁）、同意書書き換え問題で山江村元職員を尋問。
- 1.24 川辺川利水訴訟が結審。判決5月16日と決定。
- 1.26 川辺川ダム問題について、熊本県、国土交通省と地元議員との意見交換会が始まる。
- 2.16 川辺川ダム討論集会（熊本県庁・テーマ環境）に800人参加。
- 2.19 「1954年の森林再生で川辺川ダム不要」と中根周歩教授（広島大学）が記者発表。
- 2.25 熊本県公用委員会、12回目の審理。3月中に収用委の裁決は出ないことが確定したため、年度内のダム本体着工絶望。

- 第5回住民討論集会、建設業者らが会場を「占拠」
12月21日に人吉市で開かれた「第5回川辺川ダムを考える住民討論集会」で、会場となつた人吉カルチャーハーベースは未明から動員された建設業者らが詰めかけ、入場時間の午前9時には約2000人に達し、一般の市民はほとんど会場に入れないという異常な事態となりました。討論の中では、治水計画で定めた80年に一度の大雨でも、雨の降り方によっては川辺川ダムが操作不能になるなど、多くの問題点が明らかになりました。

- 事業のデメリット知らせてこそ「説明責任」!
2月16日に熊本県庁で開かれた、「第6回川辺川ダムを考える住民討論集会」で、国土交通省は、「川辺川ダムは水質保全対策を実施するので、環境に大きな変化はない」との主張を繰り返しました。高さ107メートルの巨大なダムを造り、391ヘクタールもの広大な自然が水没するにもかかわらず、環境に大きな変化がないと言いつつも、議論は進みません。事業のデメリットを知らせてこそ、「説明責任」というものではないでしょうか。

- 川辺川ダム本体工事着工、4年連続繰り越される!
国土交通省九州地方整備局の渡茂樹局長は2月26日の記者会見で、川辺川ダム建設について、本年度内のダム本体着工を断念する意向を示しました。これで、川辺川ダム本体予算は1999年度から4年連続で繰り越されることになります。



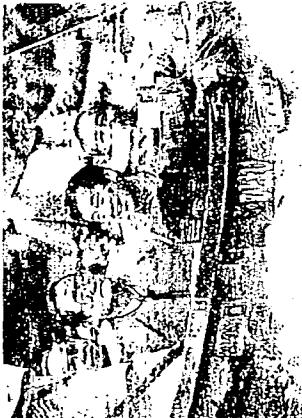
統一地方選挙に勝利し、川辺川ダムをストップしたやう!
3月16日(日)菅直人さん來た!

4月27日に行われる人吉市長選挙では、川辺川ダム建設是非が最大の争点になつています。流域最大の八代市に昨年、川辺川ダム反対の市長が誕生した現在、人吉市にダム反対市長が誕生すれば、川辺川ダム建設の息の根は完全に止まります。今とのところ、川辺川ダム建設促進の現職と、反対を唱える新顔4人の争いです。

元市議の村上恵一氏（47）は、市議時代を通じて始一貫ダム建設に反対。「ダムは地域経済まで破壊する」と訴えています。一方、土屋歳明氏（70）は、人吉市議会議長時代の1993年の「川辺川ダム建設促進決議」から県議会議長時代も2期を通してダム促進の立場をとつきましたが、昨年末に一転して反対を表明。田中信孝氏（55）、家城正博氏（54）も、住民投票の必要性等を説いています。

このような混沌とした状況の中、何としてもダム反対の人吉市長を誕生させたために、川辺川ダム反対を表明している住民団体は「ストップ・川辺川ダムin人吉&八代」を開催します。集会には、民主党党首の菅直人さんもかけつけます。皆様のご参加をお、よろしくお願い致します。
 なお、「水害体験者の会」が行つた人吉市長選挙立候補予定者への公開質問状と回答は、県民の会ホームページ

■人吉市長選挙立候補予定者
・家城正博氏（54）新
・田中信孝氏（55）新
・土屋歳明氏（70）新
・福永浩介氏（63）現
・村上恵一氏（47）新



新幹線下りを走る菅直人さん（99年5月22日）

元市議の村上恵一氏（47）は、市議時代を通じて始一貫ダム建設に反対。「ダムは地域経済まで破壊する」と訴えています。一方、土屋歳明氏（70）は、人吉市議会議長時代の1993年の「川辺川ダム建設促進決議」から県議会議長時代も2期を通してダム促進の立場をとつきましたが、昨年末に一転して反対を表明。田中信孝氏（55）、家城正博氏（54）も、住民投票の必要性等を説いています。

このような混沌とした状況の中、何としてもダム反対の人吉市長を誕生させたために、川辺川ダム反対を表明している住民団体は「ストップ・川辺川ダムin人吉&八代」を開催します。集会には、民主党党首の菅直人さんもかけつけます。皆様のご参加をお、よろしくお願い致します。
 なお、「水害体験者の会」が行つた人吉市長選挙立候補予定者への公開質問状と回答は、県民の会ホームページ

元頃ダム、2010年度に七歳云開始

球磨川下流の県営荒瀬ダム（八代郡坂本村）の水利権更新問題で、熊本県は更新期間を7年間とし、2010年に荒瀬ダムの撤去が始まることになりました。球磨川から「陸ダム」が始まりました。

荒瀬ダムによる河川環境の悪化やダム放流時の振動による被害など、地元は毎年ダムの害に苦しめ、多くの住民がダム継続に反対し、ダムのある坂本村議会には、ダム入り統に反対する講演を全会一致で採択。このようないな地元の要望を県が受け入れる形となりました。

ダムには寿命があり、環境にも取り返しのつかないダメージを与える、膨大な維持費や撤去費用が必要なことが荒瀬ダムで実証されたにもかかわらず、同じ球磨川で、一方では荒瀬ダムを撤去し、一方では新たに川辺川ダムを造ることは、どう考へても不合理です。

川辺川利水訴訟、判決は5月16日



福岡高等裁判所（小林克巳裁判長）で、「川辺川ダムの水はいいらん！」と、流域の農民と川辺川利水訴訟で争われてきた川辺川利水訴訟は、5月16日と決定しました。

同訴訟は、土地改良法に定めた対象農家の3分の2以上の同意があつたかが最大の争点です。

控訴審では、原告側は約4000人の対象農民のうち2000人について調査し、

(1) 本人の署名、押印ではなく、(2) 同意書の署名の一部に書き換えがあつたなどの問題点を指摘し、同意者は1293人、同意率は32.25%にとどまると主張しました。川辺川ダム事業をめぐっては、ダム本体着工のかぎを握る漁業権の收用審理も進み、4月には人吉市で市長選も控えています。

●扇国土交通大臣が「強制着工は行わない」と明言

昨年10月2日の熊本日日新聞等で、扇大臣は「川辺川ダムの本体着工については『反対派も含めた地元での討論集会の結果を見守りたい』」と報道されましたが、2月27日の衆議院予算委員会でも、その件について「いさかの変更もございません」と発言しました。

編集後記 人吉と荒瀬ダムの間にある、瀬戸石ダムのゲートが、2月の中旬、全開状態でした。普段は約10kmのダム湖が、その時は約2km、流れが8kmになり復活していました。いつもは、ヘドロがたまたた汚いダム湖が、流れが復活しただけで川底もびびかになります。川の裏にはカワダラ（最も清い数日前まではダムの底だったのに、川石の裏にはカワダラの撤去がいつばいして驚きました。瀬戸石ダムの水利権更迭には2014年。あと11年後です。ちょうど荒瀬ダムは、前世紀の遺物となるところです。川の環境を根底から破壊するダムは、人吉にともアニの大群がどんどんこってしまいます。2つのダムがなくなりません。五木のこのほつべきました。中流部は、水害の水位がぐっと下がります。五木の山々に降ったきれいな水と森林の栄養がそのまままで流れ、八代海も山々まで清流を取り戻します。（N.O.)

△言十幸収支 (2002.10.22～2003.2.21)

収入の部	金額	備考
繰越金	1 8 , 6 4 2	
年会費・カンパ	6 9 9 , 3 3 7	グッズの売上、雑収入なども含む
合計	7 1 7 , 9 7 9	
支出の部	金額	備考
郵送費	1 7 2 , 2 8 5	会報発送、資料発送
事務用品費	1 2 5 , 9 7 6	紙代、文具など
事務所維持費	1 9 3 , 9 3 2	家賃、電気、電話など
広報費	2 7 0 , 5 6 4	新聞折込費など
旅費	2 6 3 , 0 6 1	高速代、水源運大会など
中古印刷機購入	1 5 5 , 6 1 0	紙折り機修理ほか
合計	1 , 1 8 1 , 4 2 8	
(収入) 7 1 7 , 9 7 9 - (支出) 1 , 1 8 1 , 4 2 8 = △ 4 6 3 , 4 4 9		

◇会元 印刷機購入や広報費、討論集会対応など支出がかさみ、赤字会計へと落としてしまいました。今回、2003年分の年会費（一口1000円）払込み紙を同封させていただきました。「手渡す会」は、皆様方の年会費ご寄付のみで運営しております。ご支援協力の程、宜しくお願ひ申し上げます。領収書は、郵便局の受領書でこれに替えさせていただいております。

卷之三

トップダウンで「脱ダム」を宣誓した長野県の田中康夫知事に対し、ボトムアップ方式でこの二つと二つダム論議を続ける熊本県の柳川益子知事の手法が胸心を呼び込んでいる。同様では鹿児島県を呼んでいい。



討論に聴き入る住民。集金はこれまで6回開かれた=01年12月9日、熊本県相良村で

提供機会「知る」事

辺川ダム計画が今年、本体着工に向け山陽を迎える。その満中で住民討論会を重ねている。「熊本方式」は、公共事業の進め方に一石を投じることができるか。
（西川豊）

討論会は毎年1月に開催され、6回開かれた。国土交通省の担当者と反対派の学者が対話し、治水や環境をテーマに、洪水流路の算出方法や森林の保水能力などについて自説を展開する。懇親会が毎回、午後4時頃から金曜は毎回、千人位の市民で賑わう。参加で来ない人のため、県は施設の出先機関に同時に放送のモニターを置き、ホームページに内容を掲載している。

辺川タクミに代わる柏木を選ばせたといひだつた。
「タクミが代替案の担当者で選ばれたのである。國が生産に責任がある。農林省はすぐやめを命ぜた。國交省に抗議した。

國交省によると、主張でない官僚から、うしろに金を持たかれていたのは初めて。担当者は「代替案への反対が予想以上に大きくて、無理できなかつた」として、た理由を説明する。

川辺川タクミは今年に計画猪業。本体育成への法的手続のうち、残るは

國の判断變えるか

「熊本方式」の成績は まだわからぬ。

— 潮谷知事は集会の意義を「咨調、反対の論点が

生誕を見てきた」を強調する。因数分解「代

知人は「集会の状況も判断材料にし、県議会とも一体となって判断をしただろ」と語るが、民衆が集まるとする様子は見えない。推進派が多数の異議



4-2-4

川辺川ダム計画地元漁協の漁業権収用を審議する熊本県収用委員会の裁決が今月末までに出る見通し。収用裁決が出れば本本体工事が可逆となる。ただ、ダムの恩恵をもたらす人吉市は選ばれず1月にある。ダムの水を農業に利用する事業をめぐり対象漁協が争っている。

はなく。日本自然保護協会の吉田正人常務理事は「國が説明責任を果たしていなくて結果的不端を要したが、説明不足を補足するだけでは終わっては意味がない」と警告する。

山鳥坂ダムの現状把握と

今後の反対運動の方向性

2003年3月16日

肱川・水と緑の会 会員
大洲市の住民投票を実現する会 会員
大洲市議会議員

有友正本

◎ 主要経過

山鳥坂（やまとさか）ダムは、松山市を中心とした3市5町への分水と治水対策（治水効果は、桝田大洲市長が「ゼロとは言わないが」と表現する程度）を、目的として94年8月公示された。そして、翌95年7月梅雨前線の停滞による豪雨により水害に見舞われた。これがダム反対署名に火をつけたかのように全市に広がり、当時の「肱川を守る連合会」により約22,000人のダム反対署名が集まった。同時に肱川漁協も、ダム反対の署名活動を行い約16,000人の署名を集めた。そして96年の3月、大洲市議会では約38,000人の署名を受け入れ全会一致でダム反対の陳情を採択した。

ところが、2000年8月の与党3党の公共事業見直しにより、山鳥坂ダムも風前の灯かと思えたが、加戸知事を先頭にダム推進派が「山鳥坂ダム見直し」を掲げ猛烈な運動を推進した結果、従来の計画を見直すことになり、見直し案が提案されることになった。見直し作業の中で、肱川の治水と河川環境が重視されることになった。その結果として分水量が、水道用水 129,600 m³・工業用水 38,880 m³合わせて 168,480 m³から、工業用水が中止になり水道用水も減少し 116,640 m³とされた。これに対し、利水予定地域から利水単価が高くなるとして、2001年11月正式に分水断念の意思表示がされた。これで、治水効果も望めないからダム建設も中止かと思われたが、事業評価監視委員会は、「利水事業を除外した上で、肱川流域の治水、河川環境等の課題解消のため」として、事業継続を妥当とした。そして翌2002年5月再構築案を国土交通省が提案し、8月「事業継続とする事業者の判断は妥当」とする判断を、事業評価監視委員会（委員長 河野清徳 徳島大学名誉教授）は下した。

◎ 現状把握

山鳥坂ダム建設中止へ向けての大洲市そして流域住民の運動は、たいへん厳しい状況にあるかのように思われる。なるほど、あれほどの盛り上がりを見せ、有権者の53.3%の有効署名（現在のところ日本の最高記録）を獲得したにも拘らず、否決された住民投票の直接請求。それに続く、情報公開請求を受けての大洲市による、八百長的受任者名簿の公開（リコール妨害のためか）。リコール準備段階での反対派住民組織の内部分裂、これが原因の全てではないが、大洲市長リコールの敗北。そして肱川河口の長浜町長選挙でのダム反対派候補の落選。

さらに、「再構築案」の流城市町村各議会での採択と、これを受けての流域対策協議会での採択。四国地方整備局の事業評価監視委員会での「再構築案」妥当との評価。

ここまで、「流域住民による反対運動は、何だったのだろう。」と叫びたいような状況が続いてきた。しかし、ここから少し様子が変化してきた。先ず、一年以上要請を続けてきた「公共事業をチェックする議員の会」（会長中村敦夫氏、事務局長佐藤謙一郎氏他3名の国会議員）が肱川を視察に訪問され、ダム推進派に対して衝撃をあたえた。さらに、9月29日に実施された大洲市議選では、自民党を離党し山鳥坂ダムに反対した現職が落選し涙を飲んだが、あの厳しい締め付けの中でダム反対派の得票数は三分の一に達した。これに触発されたのか、分裂していた市議会自民党が、統一への動きを開始しています。

このような否定的状況を突破する方向が見え始めたのが、山鳥坂ダム建設で水没が予定されている岩屋地区での、山鳥坂ダム工事事務所による住民説明会と、「公共事業をチェックする議員の会」の手で開催された11月13日の国土交通省河川課とのヒヤリング（衆議院第一議員会館）であります。簡単に説明すると、山鳥坂ダムは分水（松山市を中心とした三市五町への給水）と治水を目的として計画されたが、分水のコストが高すぎるとして拒否された。そこで治水のためのダムが必要とされ、新たに治水専用ダムが再構築案として立案され、この案が事業評価監視委員会で妥当とされた。しかし、分水が消滅したことによって、旧河川法に基づくダム計画が暗礁へ乗り上げた形になってしまった。そこで11月13日のヒヤリングに際して、「なぜ、『山鳥坂ダム建設に関する基本計画』は、取り消されないのか。」と質したところ、「流域からの要望がある。」との答えしか返ってこなかった。これが何を意味するのか、山鳥坂ダムは、すでに旧河川法では位置づけすることができなくなり、治水ダムとして新たに97年の改正河川法に基づき位置づけを、ゼロからもう一度やり直さなければならない状態にあるということです。

このような現状を如実に示しているのが、次のことです。国土交通省は、年度内に河川整備基本方針を策定し、その後約2年をかけて河川整備計画を決定することにしています。この中へ如何に、山鳥坂ダムを位置づけるのかに成否がかかってくるのです。（大洲市長も、02年度12月議会の私の質問に対し同様の趣旨の回答をしています。）

◎ 今後の我々の活動の方向性

先ず、第一にやらねばならないことは、再構築案に示された山鳥坂ダム建設計画の不当性（流域住民の声を反映していない。治水対策の役に立たない。肱川流域の環境をさらに悪化させる。国・県の財政を悪化させる。等々）をさらに広く訴えることです。

現在国土交通省は、肱川の河川整備基本方針の策定作業をほぼ終了し、何時社会資本整備審議会にかけるのか、という状況になっています。これにたいし、紀ノ川や淀川で先進的に流域委員会の活動に取り組まれた市民団体の皆様の活動に学び、さらに協力を仰ぎながら、山鳥坂ダム建設中止に向けた活動を展開していきます。今後の活動的具体的な方向を示すものとして、今年の2月27日大洲工事事務所・四国整備局へ提出した要請書を、添付します。この1日前、26日には、紀ノ川流域委員会の岩畑正行氏を招き、これから流域委員会への取り組みについて講演を行っていただいた。

国土交通省四国地方整備局 局長南部隆秋殿

四国国土交通省地方整備局大洲工事事務所 所長黒川純一良殿

貴職におかれましては、肱川の環境保全・治水対策などに対し日夜心を碎かれ事業を推進されていることと、心から敬意を表するものです。

さて、私どもは2002年度末をめどに肱川の河川整備基本方針が決定されると聞いております。

この基本方針は、河川管理者が河川整備基本方針『案』を作成し、社会資本整備審議会が意見を述べ決定するとされています。さらにこの基本方針は、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮しつつ、水系ごとに基本高水や計画高水流量等の長期的、抽象的な事項を、経済的条件や当該流域の社会的条件を踏まえ、科学的技術的に決められなければならないと考えます。これらの条件を満たすために、私どもは流域住民そして様々な立場の専門家の意見を踏まえ、広く合意を得ることが重要なことだと考えます。

そこで次の三点について要請を行います。なお、この要請に対する回答は、下記の連絡先まで文書またはメールで、2週間以内にお願いします。また文書では、理解不足、説明不足になることも考えられるので、できれば出向いてお話を伺いたいと考えております。

- ① 河川整備基本方針は、「水害発生の状況、水資源の利用の現況及び開発ならびに河川環境の状況を考慮」されるとあるが、現在何所まで策定作業が進んでいるのでしょうか。さらに、これに関する全ての情報の公開をお願いします。
- ② 流域委員会の進行に連動させて、河川整備基本方針を策定する可能性はあるのでしょうか。すでにこのような方向で、流域委員会の活動を進めているところもあります。もしそうでないとするなら、河川整備基本方針に流域住民の声を生かす方向を考えていただきたい。
- ③ 河川整備基本方針は、当該河川のあり方が決まれば、純粹に科学技術的に決定するものです。当該河川のあり方についてがあくまでも重要であり、これは流域住民が自ら決めるべき筋合いのものであります。現行法では、流域住民が「河川のあり方」に参画できるのは河川整備計画策定期であります。したがって、基本計画を策定する前に流域住民の参画を保証した河川整備計画の策定を求めます。

2003年2月28日

大洲市の住民投票を実現する会

代表世話人 玉岡政廣

長浜町をはじめに考える会

会長 中野茂明

清流肱川の水と緑を守る会

代表 大野新策

連絡先 愛媛県大洲市田口甲86

TEL 0893-23-3534 玉岡政廣

メールアドレス masamoto@ams.odn.ne.jp

山鳥坂ダム考え方よ

大洲市民団体きょう集会

大洲市の市民団体、大洲の住民投票を実現する会(玉置政代代表世話を人ら)は二十七日午後七時から大洲市東大洲の市総合福祉センターに、国直轄の多目的ダム「紀伊丹生川ダム」(和歌山県)計画に反対して来た市民団体代表、岩烟正行さんと和歌山市議に招き、山鳥坂ダム問題を考へる住民討論集会を開く。入場無料。

紀伊丹生川ダムは、国土交通省近畿地方整備局が昨年五月、水需要の低迷を主因に計画を断念事業評価監視委員会で正式に中止された。岩烟さんは同ダムが計画されていた丹生川が合流する紀の川の河川整備計画を検

討する「紀の川流域委員会」の公募委員。肱川流域でも今後、山鳥坂ダムの位置付けを含めた肱川の河川整備計画が検討されるため、住民投票を実現する会は岩烟さん(の意見を参考に河川整備計画で何が決まるの)いる。

が、今後の検討委員会の人選はどうあるべきかなどを討論する。

実現する会は「多目的ダムとして推進されていける山鳥坂ダムは法的に街に浮いた状態だ。河川整備計画の議論がダム建設にどのような影響を与えるのか、広く住民に知つてもいいだせ」と話して

肱川整備方針の情報公開求める
大洲・長浜3団体
大洲市や喜多郡長浜町の三つの住民団体は二十八日、国土交通省が現在策定している肱川の河川整備基本方針の進ちょく状況の情報公開などを求めることを、同省四国地方整備局長と同大洲工

事務所で開いた。三団体は大洲市の住民投票を実現する会、長浜町をまじめに考える会、清流肱川の水と緑を守る会。要請書では、「河川整備基本方針は流域住民や要請者の意見を踏まえて、広く合意を得ることが重要」とし、今後、河川整備計

計画は国土交通省近畿地方整備局が昨年五月、水需要の低迷を主因に計画を断念され、岩烟さんは同ダムが計画されていた丹生川が合流する紀の川の河川整備計画を検

流域委へ問題提言を

大洲市民団体が討論集会

大洲市の市民団体「大洲の住民投票を実現する会」は二十七日夜、山

鳥坂ダム問題を考える住民討論集会を同市内で開いた。

集会では国直轄の多目的ダム「紀伊丹生川ダム」(和歌山県)計画に反対してきた市民団体代表、岩烟正行さん(和歌山市議)が講演、「ダム建設に問題がある」と考へるなら

ダム問題を議論してもらおうと積極的に動き掛けたべきだ」と訴えた。

紀伊丹生川ダムは、国土交通省近畿地方整備局が昨年五月、水需要の低迷を主因に計画を断念した。

大洲市議は住民約三十人が参加。岩烟さんは河川整備計画では堤防も含めた

河川整備を実施するた

めの事項が決まる」とを

説明。「流域委員会はダム問題だけを議論する訳ではない。國はダム問題をオブラーートに込んだまま議論を進める恐れがあ

る。反対住民の方から議論の進め方や委員の人選の在り方、議題などを提言すべきだ」など助言した。

山鳥坂ダムでは、国土交通省が肱川の河川整備基本方針を策定中。その後、流域住民や専門家らでつくる流域委員会がダムの位置づけを含め河川整備計画を検討する。

議会への山鳥坂ダム反対の立場の専門家が大洲北口の大洲工事事務所を訪れ、同事務所の平良季総務課長に要請書提出し、河川整備基本方針の策定作業に関するすべての情報の提供を求めていたほか、流域委員会の人選の在り方など国交省の見解を尋ねている質問への回答期限は二週間以内。

同日は、肱川漁協の桶の暫定目標を設けていた

崎隆教組合長や大洲市議、長浜町議ら五人が大洲北口の大洲工事事務所を訪れ、同事務所の平良季総務課長に要請書提出した。

瀬戸内海周辺の6海域、海域水質改善環境省は二十八日、洞海湾(北九州市)など有

機汚濁が進み、水質改善の実績を示すための目標を設けていた

黒部川を巡る運動の報告

黒部川ウォッチング 金谷敏行

★黒部川排砂ダム被害訴訟支援ネットワーク準備会開催

2月1日、富山県民会館で上記の集まりが開かれました。当日は、漁業関係者や金沢大田崎研究室の学生、市民団体を始め政党・議員関係者など41名が参加しました。準備会に先立って、田崎教授と研究室メンバーより「ダムの環境科学」と題する公開学習会が行われました。

学習会では、過去の写真やデータをもとにダム排砂の問題点をわかりやすく解説され、ダムの堆積物が富山湾に堆積し変化する様子や、排砂のデータの水質測定は底層水を測定する必要があることなどが話されました。新たな研究テーマとして、淡水の付着性のある珪藻類が富山湾のヘドロの中に存在すれば、出し平ダムとの因果関係を証明できるとし、現在でもデータは蓄積されているが、今年の排砂ではそのことを重点的に調査したので協力して欲しいとの提案が行われました。

続いて、準備会で会の正式名称や規約、事務局体制が決まりました。会の正式な立ち上げは5月以降となります。それまで、振込口座を設置し、呼びかけ人を募ります。2年前の共同声明に賛同いただいた方を始め、みなさんのご支援をお願いします。

なお、第一回の差し止め訴訟が3月5日が行われ、この日刺し網部会代表の佐藤さんなど3名の被害漁民の原告の意見陳述が行われました。

★今年の連携排砂に泊漁協が反対の申し入れ

2月10日、富山県漁連が主催する黒部川汚濁対策現地協議会が開かれました。これは毎年、地元漁協への排砂の同意作りのために行われてきたものです。昨年は泊漁協が反対を表明していたにもかかわらず、排砂の決定機関である黒部川土砂管理協議会では、そのことが一言も報告されてませんでした。

今年は、事前に泊漁協役員一同の名前で申し入れ書を提出。今までの汚濁協議会は馴れ合いの中で議決も行わず同意したことになっていましたが、これで同意の前提が崩れたわけです。現在、国土交通省や県漁連はその対応に苦慮しています。

なお、2月20日には今年初めての黒部川土砂管理協議会が開かれ、昨年の連携排砂は問題は特になかったとの事務局案が承認されています。今年の連携排砂の方針を決める前に反対の動きを強めなければなりません。

★4月19日のアースデイに伊藤正一氏が参加します

富山県では1991年より、市民が主催する環境問題のイベント、アースデイを開催してきました。黒部川ウォッチングはアースデイの取り組みが母体となって誕生した経過がありますが、今年は新しい形で

再出発します。

今年のアースデイはでは、黒部川ウォッチングでは19日に「森と川と海に関するフォーラム」として源流から河口・富山湾まで黒部川という一つの川を捉え直す機会を作りたいと思います。黒部川の魅力や開発の進んだ現在の様子、問題などについて各界の方々よりお話ししていただきます。チラシやチケットありますので、皆さんの参加を呼びかけます。

◆日時... 4月19日土曜 14時~17時

◆場所... 富山県魚津市、新川学びの森天神山交流館 大研修室1号室

◆テーマ... 森と川と海のフォーラム

「黒部川の移り変わりー源流から河口まで」

◆内容

・黒部川という一つの川について源流（黒部川の源の山々）から河口（沿岸の富山湾）まで、関係者に来ていただき川の魅力や変化、現在の問題や将来の展望などについて話し合う。ダム開発をそのキーワードの一つとしたい。

・関係者のフォーラムと共に、参加者に視覚に訴えるために写真展やスライド・ビデオ上映などを行う。

◆参加費... 前売り500円、当日700円

◆フォーラム参加者とプロフィール

【伊藤正一氏（三俣・雲の平・水晶小屋経営者）】

登山ルートの開拓や山小屋経営を通して60年にわたって奥黒部の変化を見てきた。山小屋に多くのファンを持つ中で、写真や本でも黒部の魅力を表現してこられた。山小屋地代訴訟原告でもある。著書に「黒部の山賊」など。

【霜野久一氏（黒部川専任監視員、黒部ナチュラリスト研究会）】

地元黒部市に住み、半世紀にわたって黒部川を見、黒部川で遊んできた。黒部川の専任監視員として、川を守り、川のあり方についてさまざまな場で発言してこられた。

【奥田淳爾氏（元洗足学園魚津短大教授）】

入善町吉原に住み、黒部川とその海岸線を見続けてきた。富山県古文書研究会会长として黒部奥山の歴史、黒部川扇状地の変遷などの研究を続けてこられた。著書「黒部奥山と扇状地の歴史」、「黒部奥山廻記録」など。

【佐藤宗雄（「入善・朝日刺し網部会」代表】

入善町横山に住み、黒部川沿岸の底魚を捕獲する刺し網漁で生計を立てる。91年に始まった出し平ダムの排砂で漁獲量が激減、2002年に排砂差し止め訴訟を起こし、原告の中心として富山湾を守るため全国に黒部川のダム問題をアピールして来た。現在、入善漁協理事。

◆問合せ先...金谷敏行 Tel/Fax 076-463-5607

kanaava2001@nifty.com

黒部川・柳又谷の砂防ダム建設のゾーン設定が見直される

昨年の水源連の総会に提案し、加盟団体の方々にも協力いただいた黒部川・柳又谷の砂防ダム建設問題はゾーン設定が見直され大きな成果が上がりました、皆さんに感謝すると共にその報告をします。

この問題は、「黒部川溪流環境整備計画」で黒部川の大支流黒薙川上流の柳又谷が砂防ダム建設可能なゾーン分けが行われ、黒部工事事務所が水面下で工事に向けて動いているとの情報を得たことから取り組まれました。貯水ダムについては各地でその無理・無駄な事業実態が暴かれ容易に推進できない状況になってきましたが、砂防ダムについてはこれからの新しい課題だと思います。

黒部川では崩壊面積比率が5%と全国トップレベルとされ、ダムと共に数多くの砂防工事が進められています。本流がダムで死に、支流が砂防ダムで死ぬ。こうした中で、いまや奥黒部以上の手つかずの自然が残り全国の沢登りや渓流釣師の憧れの地となっているのが柳又谷です。「黒部川ウォッキング」では、ダムと共に砂防ダム建設も見直す必要があると考えています。その中でも、宇奈月ダムの直ぐ上流で土砂の流れを止める砂防ダムが予定されていることは、納得できません。宇奈月ダム自身が土砂を海岸に供給するために排砂ゲートを設置したのですから。そのような理由でこの問題に取り組むことになりました。

①取り組みの経過

- ◆2002年4月…黒部川柳又谷に砂防ダム建設計画があることを察知、以後「砂防ダムはいらない? 溪流保護ネットワーク」などと連携し、調査活動を始める。また、黒部工事事務所への質問や中村敦夫参議院議員を通して資料請求を行う。
- ◆同年5月18日～19日…長野県松本市にて「公共事業チェック議員の会」が砂防ダム問題で初めて現地見学と学習会開催。主催者より柳又谷の問題をアピール。
- ◆同年7月…地元新聞(北日本新聞)で柳又谷の砂防問題が7回にわたって特集される。「黒部川ウォッキング」は現地調査を行うことを発表。
- ◆同年8月10日～13日…「黒部川ウォッキング」と共に「砂防ダムいらない? 溪流保護ネットワーク」「宇都宮渓遊会」メンバー14名による現地調査。柳又谷合流点から源流までを川通しで遡行し、計画地点の特定や自然環境、イワナの生息状況などを調査した。この場で、今回の取り組みを全国に広げるために「黒部・黒薙川の自然を未来に残す連絡協議会」を結成し、「黒部川ウォッキング」が事務局となる。
- ◆同年9月～10月…全国の団体に『黒部・黒薙川を現状のまま保全することを求める』申し入れの賛同団体を募る。ダム・水問題の関係者はもとより、釣りや登山・沢登りの団体など全国から55団体の賛同が集まる。
- ◆同年11月14日…中村敦夫議員による「黒部川水系の治水と砂防に関する質問主意書」提出。
- ◆同年11月18日…申し入れ書を地元黒部工事事務所に提出。
- ◆同年11月20日…申し入れ書を国土交通省本所に提出。中村敦夫議員同席の下、9名が参加。
- ◆同年11月～2003年3月…申し入れは砂防問題を見直しを求める取り組みとして初めて朝日新聞全国版に掲載。以降、山と渓谷社の「山と渓谷」2003年1,2月号、つり人社の「2003年渓流春号」「つり人」2003年3月号などに記事が掲載。
- ◆2003年2月14日…質問主意書の回答が寄せられ、「黒部川水系渓流環境整備計画基本

計画」（以下、「基本計画」）をホームページにて公表することを明らかにした。

◆ 2003年2月21日…黒部工事事務所のホームページにて「基本計画」公表。計画の中で従来の方針を見直し、柳又谷に関しては黒部川下の廊下周辺と同じゾーン設定とし基本的に現状のまま保全することにした。

②「基本計画」見直しの成果

短期間の取り組みであったにもかかわらず、大きな成果をあげることができました。国は事業をやろうにも多額の借金がある中で、従来の計画通りにはいかない時代となっています。今回の取り組みが成功した要因について運動の主体の私達の側から振り返れば次のような点があったと思います。

1. 計画段階で情報を察知し、いちはやく声を上げたこと。（「基本計画」の検討委員メンバーにも柳又谷の保全を求める声があり、国として見直しをしやすかった）
2. 砂防ダム問題、南会津のブナ林伐採問題などで取り組んできた団体と手を組み、運動の進め方や調査活動・申し入れなどを共同で行ったこと。（一つ一つのグループの力は小さくとも、専門化した集団と一緒にやれば大きな力となります）
3. 黒部川が好きだ、柳又谷をこのまま残したいと従来の運動関係者以外にも呼びかけを広げ、全国的な取り組みにできたこと。
4. そうした動きの中で、中村敦夫氏を始め「公共事業チェック議員の会」の方々と連携し、質問主意書・本所交渉などの取り組みを進めていったこと。（相手が全国レベルのネットワークを持ち、こわもての議員集団と連携しているとなると国も頭を悩ますと思います）
5. マスコミや専門誌の記者の方に働きかけて、記事にしてもらい問題を多くの人に知ってもらうようにしたこと。

③「基本計画」の問題点と今後の取り組み

しかし、この「基本計画」見直しには、いくつかの問題があります。

1. 柳又谷と並ぶ手つかずの自然環境が残る黒薙川・北又谷については、見直し対象となっていない。
2. 計画自身がいかに「環境にやさしい」砂防事業を進めるかについて述べられているだけで、そもそも個別の流域ごとにどのくらいの土砂生産・流失量があるのか、その前提がまったく明らかにされていない。
3. 北陸地方建設局は、山から海までの水系全体でバランスの取れた土砂管理を提案し、海岸侵食防止のために土砂を海岸に供給すると言っているが、その関連が見えない。とりわけ計画策定後に完成した排砂ゲートを持つ宇奈月ダムと砂防ダムの関係が不明である。
4. 「基本計画」の審議過程が不明であり、いつどのような経過の中でゾーン指定の見直しが行われたのか明らかになっていない。計画作成の日付は平成10年3月となっている。見直す際にも、こうした國のなし崩し的な対応を許してはいけないと思う。

今後も北又谷のゾーン設定の見直しを含め取り組みを継続していく必要があると思います。申し入れに賛同していただいた方と話し合い、決めたいと思います。「基本計画」についての意見や活動の提案について、事務局の金谷までお寄せ下さい。

黒部・黒薙川を未来に残す連絡協議会 事務局
黒部川ウォッチング・富山ネットワーク代表 金谷 敏行
連絡先 076-463-5607TEL&ファックス

4月19日(土) 14:00~17:00

新川 学びの森 天神山交流館 大研修室1号室
新潟市 天神野新147-1

過去現在未來

● 2月から販売開始 - G4版の発表

日本を代表する河川、黒部川を知る、語る、観るフォーラムです。黒部川と関わりの深い4人のパネラーの方々が黒部川の魅力と半世紀余りの変化、そして現在の問題点や次の課題を参加者と共に語ります。

八二 互體正一卦

、一さん（黒部川専任監視員 黒部ナチュリスト研究会会員）
西岡さん（「黒部奥山と扇状地」著者 元洗足学園短大教授）

宇雄さん（「入善・朝日刺し網部会」代表）

行（聖經）

主催／黒部川ワオッチャンク

問い合わせ 金谷歯行 メール kanaya2001@nifty.com
TEL / FAX (076) 463-5607

カフェ「バー」(原田) メール bally@jp.bigplanet.com
TEL / FAX (076) 425-9392

七
九

つきましては、物心両面で裁判を
支えるために金員を幅広く募集中で
います。ぜひ、多くの方々のお力添
えをお願いします。

なお、全員になつていただいた方に
には年回かのニュースの発送や
メールのニュースで懇親の近況や現
地での動きなどをお伝えします。金
費は個人1人一口1000円以上とな
っています。
年会費の掛け金は次のとおりです。

メールアドレスのある方は挿込用紙の
通信欄に記入お願いします。

◆郵便口座…
00790-8-498829
「俳遊筆文漫ネットワーク」
◆連絡先…〒930-0203
富山県中新川郡立山町若林13-3
金谷宛 Tel & FAX 076-463-5666
E-mail: kanavue2001@nifty.com

91年から継続された黒川川出平ダムの様めによって黒川川や喜山川では深刻な環境破壊が進み、昨年12月4日、「入善・朝日刺し網部会」や入善町「わかかれ差別組合」は、出し平ダムを管理する関西電力に対し接觸の差し止め訴訟を起こしました。

二の裁判は全国を轟轟がしたタイタイ類以来の公害問題として広範な弁護團が結成される予定であり、また今後のダム建設の帰趨を決める大きな問題として全国からも注目を集めています。原告の漁業者の決意は固いものがありますが、原告の人数はわずか14名、被告者が多く狭義によつて収入が激減している状況で裁判を維持していくには広範な支援体制を確立しなければなりません。

第一回の口頭弁論に先立つて、2月1日～吉澤のための集金会が開かれ、市民団体、研究者、学者、学生、議員

などさまざまな立場の方々が集まり、「黒部川排水ダム被害訴訟支援ネットワーク」(略称排水被害支援ネットワーク)の準備会が開催されました。会が正式に立ち上るのは5月以後ですが一人でも多くの人に参加していただき、当日を迎えないことを誓って、訴訟第1回弁論出申し平タム排ダム(宇奈月町)で行われた。

「一九二一年に李慶雲は、當時はまだ済州への影響力が強かった」と主張。閩吉は「當時は済州が治らなかった」と反論するが、李慶雲は「済州が治らなかった」と主張する。閩吉は「當時は済州が治らなかった」と反論するが、李慶雲は「済州が治らなかった」と主張する。

[2003. 3. 6 民主新聞]

新編　日本書紀傳
卷之三

遊休水利権の存在と 灌漑面積激減の現状が明らかに

県も否定できず、混迷は必至！

ナギの会 代表 渡辺 寛

辰巳ダム問題が新しい展開を見せている

1999年8月、石川県公共事業評価監視委員会が付帯意見をつけて、「県の辰巳ダム計画は理解できる」としたが、新河川法で定められた河川整備基本方針を決める中で、改めて辰巳ダムが議論になっている。

県は有識者の意見を聴くための委員会を設置した。この委員会は、法に定められたものでなく県の「善意」あるいは「防御」のため設置されたもので、この委員会の助言に基づき、基本方針を決定するというもの。

基本高水や計画高水は専門知識が必要だとして、専門家？5名からなる専門部会を設置、2回の議論を終え、「200t／秒の超過流量を抑えるため一番安価なのがダム案で妥当だ」と意見集約をした。

委員会や部会に対して、市民から意見も寄せられたが、「この会議は市民と議論する場ではなく、県から出された計画案について議論する場である」として、市民からの意見に一切触れることはなかった。辰巳の会やナギの会、技術士・中登史紀氏も意見を提出した。

ナギの会は、上流にある遊休化した工業用水や上水の水余り、10%にまで減少した灌漑面積の実状を指摘し、議論の俎上に載せるべきだと主張した。

本会のこうした調査結果は、県も否定できず、ダム建設にこだわればこだわるほど混迷を深めていくことになる。

以下、ナギの会の意見書を紹介する。（資料など詳細情報はナギの会ホームページへ）

辰巳ダム関連ホームページ

ナギの会ホームページ <http://homepage3.nifty.com/nagi/>

中登史紀ホームページ <http://www.nakaco.com/>

。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。

2003.3.4

犀川水系河川整備検討委員会委員長 玉井信行さま
同 専門部会委員長 辻本哲郎さま
ナギの会 代表 渡辺 寛

【意見書】

犀川ダム、内川ダムの未開発水利権と漑面積減少と河川維持流量の検討について

前略、用件のみで失礼します。

先の第1回犀川水系河川整備検討委員会専門部会の中で、県は計画洪水流量(計画高水)の説明部分で、「既設の治水施設を使って調整をした結果、200t/秒が基準点の流下能力を超える」と述べています。しかし既設の犀川ダムや内川ダムに含まれている「未利用水利権」の存在に触れていないのは、説明不十分であると言わざるを得ません。問題を率直に指摘させていただき、貴委員会が、検討に不可欠なこの問題の必要情報を入手され、県民すべてが納得できるご検討をお願いしたいと思い、以下の意見を提出します。

1)

「未利用水利権」は、将来も使われることがなければ遊休水利権であり、河川管理者の監督処分として、許可の取り消しや変更を行うことが河川法において要請されているものである。

犀川ダムは、治水及び発電、灌漑、上水、工業用水を開発するため建設され、上水と工業用水は金沢市が水利権を取得している。

工業用水は、昭和37年12月、石川県知事から許可されたもので、申請書によれば、取水口は金沢市上伝馬町1番(現片町2丁目)、終点は金沢市出雲町とし、配水先の工業団地造成地は金沢港周辺で、日量32,000m³(0.37t/秒)の水利権が設定されているものである。

しかしこの工業団地計画は犀川ダム完成後10年の間に挫折し、市が昭和61年3月に作成した長期計画「金沢市基本計画21金沢まちづくり」から最終的に消え、工業用水導水路の終点になるはずの出雲浄水場も、既に近くの会社に売却されている(S59.12)。

この工業団地計画予定地には、皮肉にも現県庁の新庁舎が建っている。これは河川法上、典型的な遊休水利権である。

2)

また、上水についても、犀川ダム、内川ダム両ダムで開発した909万m³は、使用量停滞で将来予測でも需要は伸びず、将来においても半分しか使われず、金沢市作成の水開発が計画と大きく乖離していることを示している。

こうした未利用水利権を見直し、法と道理に基づいた適正な是正措置をとることで生まれる水量の規模は、県が計画している辰巳ダムが不要になるほど大きなものである。

3)

こうした問題は、既に国土交通省や総務省も指摘していることである。

国土交通省は、平成11年3月の河川審議会提言（「今後の水利行政のあり方について」）を受け、既存ダムの有効利用、水利権用途変更による河川水の有効活用を各地で行っている。石川県でも、1級河川・手取川ダムで発生している未利用水利権である工業用水を河川維持流量に転用している。これは、未利用水利権（遊休水利権）の河川法上の性質や問題とその解決方法を既に石川県でも入手していることを示しており、犀川水系河川整備検討委員会小委員会にこうした問題の所在を明らかにしない県の計画高水についての説明は不十分である。

また、総務省は、平成11年度に行政監察局（現：総務省行政評価局）が実施した水資源に関する行政監察の結果を平成13年7月に公表し（「水資源に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」）、遊休水利権の用途変更を容易にするための制度をつくり、昨年から各地で実施しているようである。

4)

河川維持流量を決定する上で看過できないのは、農業用水と取水量の問題である。

犀川には、江戸時代から続いている犀川七力用水といわれる7本の重要な用水がある。それぞれの取水量は、江戸期の慣行を元に「犀川通七力用水配水取扱規約」（明治24年）により定められ、一部を除いて現在まで続いている。

戦後作られた土地改良法（S24）により各用水は土地改良区に改組され、その用水管理計画書等で判明する当時の灌漑面積は約1,800haであるが、現在、資料で確認できる灌漑面積は、約600haと激減している。しかしこれは地区面積なる数字から読みとったものであるが、実数は恐らくその1/3、つまり200ha程度の灌漑面積であろうと思われる。これは、新県庁庁舎19階からも確認可能なものである。県庁の真下に広がる地域は、大野庄用水と鞍月用水からの取水で灌漑するド真ん中であるが、今後数年の間に、灌漑面積は限りなくゼロになる。

この例が示すように、戦後から60年の間の農業面積は10%になっているにも関わらず、その用水に流れ込む流量は江戸時代のままである。慣行水利権であれ許可水利権であれ、灌漑用に必要な量以上の取水は根拠がなく、そのまま放置されれば違法となる性質のものである。

河川管理者が法と事実に基づいて、適正に農業用水管理者と協議を行い解決へ向かうことは、河川維持流量を確定するためにも不可欠である。

以上、貴委員会、貴部会への意見としてまとめたものである。

なお、こうした問題は、この1~2年、本会と県河川課の間で何度も議論を交わしてきたことであるが、データを元にした事実の一一致はあるものの、解決に対しては、膠着した状況で推移してきたものである。今回の河川整備基本方針を定めるためにも不可欠な諸点であり、議論の俎上に載せていただきたく希望するものである。

また、犀川ダムの工業用水の水利権について、本会では、金沢市に対して、監査請求を準備中で、却下された場合、裁判での提訴も考慮中であることを付記しておきます。

以 上

【参考資料】

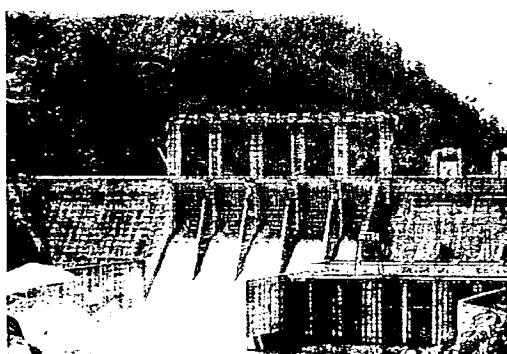
遊休水利権についての各種資料、灌漑面積減少についての資料

私たちの税金

ODAのダムに沈んだ村から

7800人の村びとが スマトラ象・虎・バクが

インドネシア
コトパンジャン・ダム



東京地裁に 3月28日提訴

支援のカンパにご協力ください！

昨年9月に3861名の原告でスタートしたインドネシア、コトパンジャン・ダム被害者訴訟。日本政府、東電設計株、JBIC(国際協力銀行)、JICA(国際協力事業団)の4被告は、42人の代理人を立て、2億円の収入印紙を払えという異例な訴訟救助申請却下の主張を行い、卑劣な裁判つぶしを狙ってきてています。

本年1月の現地へのスタディツアでは、被害住民の方から「元の生活に戻して欲しい」と訴訟に向けた熱い期待が私たちに寄せられました。3月28日の第二次提訴では、新しく加わる3つの村を含む4000名近い住民が参加し、被害にあった全ての村から7800人を超える原告を数える日本の裁判史上最大規模の原告団になります。また、ダムによって貴重な熱帯雨林が水に沈められ、スマトラ象やスマトラ虎、マレーバクなどの希少動物が棲んでいた地域の環境が破壊されてしまいました。今回、環境保護団体のWALHI(インドネシア環境フォーラム)が希少動物や森林などの環境を代弁する立場で裁判に参加します。

いま、日本政府は「軍事的用途への使用禁止」を原則としたODA大綱を改悪し、「紛争・テロ防止」など、「国益」を前面に出したODA戦略を打ち出しています。これは、中東・アジアなどでの戦争にODAを活用しようというものであり、現在のイラク攻撃に対する国連加盟国への合意取り付けにもODAを使うことを明らかにしました。

コトパンジャン・ダム訴訟は、こうした日本のODAを問うものとして大きな意味を持っています。被援助国の住民を苦しめるODA、戦争のためのODAをストップさせましょう。インドネシアの人々との本当の友好・連帯をつくりましょう。ぜひ、この訴訟へのご支援をお願いします。第二次提訴には現地から新しく加わる3つの村やWALHIなど8名の代表が来日します。この行動を支える200万円カンパにぜひご協力ををお願いいたします。また、「支援する会」会員になってください。



第二次提訴行動予定

3月27日 夜 歓迎レセプション(都内にて)

3月28日

午前中 JBIC, JICAへの抗議行動

13時 東京地裁前集合、提訴

14時 記者会見

16時 国會議員との懇談

3月29日(大阪)、30日(東京)をはじめ全国各地で第二次提訴報告、支援キャンペーンを兼ねてフォーラム、シンポジウムが開催されます。詳しくは、裏面を参照してください。

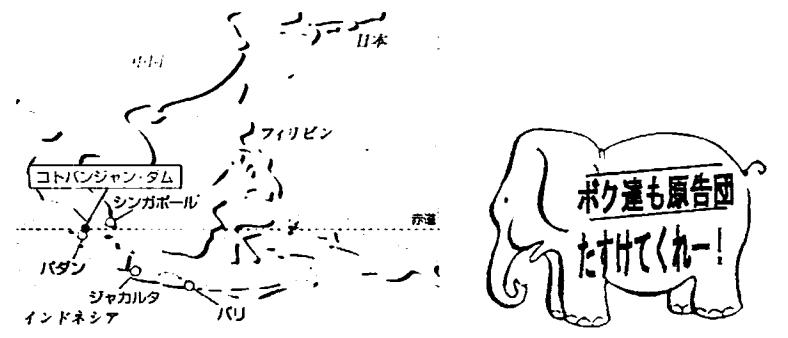
ボランティアスタッフ募集中！

コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会（連絡先等は裏面に掲載しています）

コトパンジャン・ダムとは

インドネシア・スマトラ島中部のほぼ赤道直下に位置する、高さ58m、提長258mの水力発電ダム。水没面積は、124km²。

完成後5年以上が経ちますが、発電は当初計画の15%。フル稼働したのはたったの5日間。日本とインドネシアの政治家、官僚、ゼネコン、コンサルタント会社の利権のために、架空の電力需要見込みによって建設されたダムだからです。この裁判で住民たちは、ダムの撤去・原状回復、損害賠償を求めています。被告である日本政府とJBICは、建設のためのODA約312億円を拠出し、JICAと東電設計は、ダム建設の調査、計画、監理を行つたのです。



コトパンジャン・ダム建設のための強制移住により、インドネシア政府から与えられた移転地の井戸は水がでない。飲み水はアスベストの屋根からの雨水だ

3月29日(土)

市民フォーラム

ODAは平和を生み出したか?

-市民が問い合わせ「援助」と「開発」-

時 間 11:00~16:00

会 場 大阪市立中央区民センター・ホール他
(地下鉄堺筋本町駅東へ徒歩3分)

- 鷲見一夫新潟大学教授(支援する会代表)講演
-住民泣かせの援助-
- 原告他のアピール
- 「自然の権利基金」籠橋弁護士講演
- 参加団体からのアピール、ブース、展示など

主 催 市民フォーラム実行委員会
呼びかけ人 細川弘明(京都精華大学教授)
小林聰(ジュビリー関西ネットワーク代表)

■東京・大阪以外の地域でも第二次提訴報告会が計画されています。決まり次第、「支援する会」ホームページに掲載します。または、下記まで直接お問い合わせください。

- 「支援する会」に入って、裁判を支援してください。(年会費=一般4000円、学生2000円)
- スタッフ募集中。大原告団に比べて日本のスタッフが足りません。ぜひいっしょにやりませんか。
- 訴状パンフレット販売中(1000円)
- 「ノーモアODA」Tシャツ販売中!
インドネシア現地で原告や支援のNGOがつくりました。長袖、半袖、サイズもいろいろあります。(1200円)

3月30日(日)

シンポジウム

「何のためのODA?

-アジアから人権・環境を考える-(仮称)

会 場 青山 東京ウイメンズプラザ・ホール
(地下鉄 表参道 下車8分)

時 間 13:30~17:00

- 村井吉敬(上智大学教授・支援する会副代表)講演
 - 原告からの訴えなど
- 呼びかけ コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会
インドネシア民主化支援ネットワーク(NINDJA)
フォトジャーナリスト 伊藤孝司氏ほか
3月8日(土) 9日(日) 11時~18時
中野ZERO西館2F展示室(JR中野駅南口から8分)

写真展

コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会

代 表 鷲見一夫(新潟大教授) 副 代 表 村井吉敬(上智大教授)
弁護団団長 大口昭彦

(東京) 〒162-0814 東京都新宿区新小川町9-7-A302

TEL. 03-3267-0156, FAX. 03-3267-0158

090-8442-1275(斎藤)

e-mail : kotopanjang@mx9.ttcn.ne.jp

(大阪) 〒534-0024 大阪市都島区東野田町4-7-26-304

なかまユニオン気付

TEL. 06-6242-8130, FAX. 06-6242-8131

090-9613-2861(遠山)

e-mail : ktoyama@po.kulawanka.ne.jp

URL : http://www2.ttcn.ne.jp/kotopanjang/

カンパ・会費の振込先(郵便振替) 00950-3-61768

(名義: コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会)

ダム問題交流会in大阪 & 世話人会のお知らせ

「ダム問題交流会in大阪&水源連世話人会」

* 日時 5月17日（土）午後1時～5時30分

* 場所 新大阪駅付近

時間場所等、決まり次第、水源連世話人と関係者にメール・ファックスで個別に連絡

* 参加者（呼びかけも含む）

世話人、西日本地区の水源連関係者（山鳥坂ダム、武庫川ダム、槇尾川ダム、安威川ダムなど）

* テーマ

- ・河川整備計画策定と西日本のダム問題（肱川水系、武庫川水系、大津川水系、神崎川水系を例に）
- ・行政事件訴訟法を含めた司法改革への対応
- ・世話人会議の位置づけ、運営方法の確認
- ・水源連の今後の方向について（役割、組織、財政等）
- ・次回総会と全国集会について
- ・その他

事務局からのお願い

会費の納入について

今年の年会費の納入よろしくお願ひいたします。

特に団体会員からの納入が芳しくありません。

個人年会費は3,000円、団体年会費は5,000円です。

納入先

郵便振替 00170-4-766559 名義 水源開発問題全国連絡会

本号をお読みになった皆さんのご意見をお寄せください。寄せられたご意見については事務局会議、世話人会で検討させていただき、水源連の運営に活かしていきます。

次号「水源連便り」の発行は6月末～7月の予定です。各地の情報（原稿、新聞記事、写真、機関紙など）を事務局宛にお送下さい。